

香取広域市町村圏事務組合火災予防査察規程

令和 5 年 1 月 31 日

訓令第 2 号

改正 令和 6 年 5 月 29 日訓令第 3 号

香取広域市町村圏事務組合火災予防査察規程(平成 18 年香取広域市町村圏事務組合訓令第 11 号)の全部を次のように改正する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 査察

第 1 節 査察の基本(第 3 条・第 4 条)

第 2 節 業務管理(第 5 条—第 8 条)

第 3 節 査察対象物の区分等(第 9 条・第 10 条)

第 3 章 立入検査

第 1 節 立入検査の執行(第 11 条—第 16 条)

第 2 節 立入検査結果の処理(第 17 条—第 21 条)

第 3 節 資料提出及び報告徴収等(第 22 条—第 25 条)

第 4 章 違反処理

第 1 節 通則(第 26 条—第 29 条)

第 2 節 警告(第 30 条—第 32 条)

第 3 節 事前手続(第 33 条)

第 4 節 命令(第 34 条—第 40 条)

第 5 節 公示(第 41 条・第 42 条)

第 6 節 許可の取消し等(第 43 条—第 47 条)

第 7 節 告発(第 48 条—第 50 条)

第 8 節 過料事件の通知(第 51 条・第 52 条)

第 9 節 代執行(第 53 条・第 54 条)

第 10 節 略式の代執行(第 55 条・第 56 条)

第 5 章 補則(第 57 条—第 60 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)及び香取広域市町村圏事務組合火災予防条例(平成 18 年条例第 23 号。以下「条例」という。)に基づく、査察の執行及び火災の予防に関する違反の処理その他防火の指導について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 査察 立入検査、違反処理及び火災予防のための必要な措置を含む行政作用をいう。
- (2) 査察員 消防長又は消防署長から査察を命じられ従事する消防職員をいう。
- (3) 立入検査 法第 4 条及び法第 16 条の 5 の規定により消防対象物に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱いについて検査し、又は質問を行い、火災予防上の不備事項について関係者に指摘し、その是正を促す作用をいう。
- (4) 違反処理 違反の是正若しくは火災予防又は出火危険、延焼拡大危険若しくは火災に係る人命危険の排除を図るための警告、行政措置権、告発及び過料事件の通知等をいう。
- (5) 行政措置権 法に基づく措置命令、許可の取消し、特例認定の取消し、代執行及び略式の代執行をいう。
- (6) 略式の代執行 法第 3 条第 2 項又は法第 5 条の 3 第 2 項の規定に基づき、法第 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の措置をとることをいう。

第 2 章 査察

第 1 節 査察の基本

(査察の原則)

第3条 消防長及び消防署長(以下「消防長等」という。)は、査察を執行する必要がある消防対象物(以下「査察対象物」という。)について、査察を執行し、法、条例その他防火に関する規定に違反している事項(以下「不備欠陥事項」という。)の速やかな是正を図り、防火安全の確保に努めなければならない。

(査察の主体等)

第4条 査察は、消防長等が主体となって執行するものとする。

2 消防長等以外の消防吏員は、法第3条第1項及び法第5条の3第1項に定める措置命令を行うことができる。

第2節 業務管理

(消防長等の責務)

第5条 消防長等は、査察と行政責任とのかかわり合いを十分認識するとともに、社会的情勢等を的確に洞察し、常に消防に対する社会的要請に対応した査察の推進に努めなければならない。

2 消防長等は、査察対象物の複雑及び多様化に対応するため、査察員に対する教育の実施、自己啓発の助長等により、査察技術の向上を図るよう努めなければならない。

3 消防長等は、管轄区域内の特性等を踏まえ、査察が計画的に執行できるよう業務管理の適正化に努めなければならない。

(査察対象物の把握等)

第6条 予防課長は、査察対象物の新設、改廃その他の情報を別に定める通知書により、その都度消防署長に通知しなければならない。

2 消防署長は、前項の情報を活用するとともに、査察対象物の実態把握に努めなければならない。

(査察員の派遣)

第7条 消防署長は、査察を執行するにあたって必要と認める場合は、予防課長に予防課の査察員(以下「本部査察員」という。)の派遣を要請することができる。

2 予防課長は、前項の規定による要請があった場合は、本部査察員

を派遣するものとする。

- 3 前項の規定により派遣された査察員は、消防署長の指揮の下、査察を執行するものとする。

(査察執行責任者等)

第7条の2 消防署長は、消防署、分署、分遣所及び出張所に査察執行責任者及び査察執行副責任者を置く。

- 2 査察執行責任者及び査察執行副責任者は、管轄区域内の査察が円滑に執行されるように努めなければならない。

第7条の3 予防課長は、予防課に査察執行責任者及び査察執行副責任者を置く。

- 2 査察執行責任者及び査察執行副責任者は、予防課が処理する査察対象物について、査察が円滑に執行されるように努めなければならない。

(査察対象物の情報管理等)

第8条 消防署長は、管轄区域内の査察対象物の実態把握に努めなければならない。

- 2 予防課長は、査察の効果的な執行を推進するため、査察に関する情報を消防署長とともに共有し、当該情報の適正な管理及び機密の保持に十分配慮しなければならない。

第3節 査察対象物の区分等

(査察対象物の区分等)

第9条 査察対象物は、用途、規模、出火危険及び人命危険等に応じて、査察対象物を別表のとおり区分するものとし、消防長等は、別表に規定する査察実施基準に基づき立入検査を実施するものとする。

(査察結果の報告)

第10条 消防署長及び予防課長(以下「署長等」という。)は、毎月の査察の結果について、査察実施結果報告書(別記様式第1号その1からその3)により消防長に報告するものとする。

第3章 立入検査

第 1 節 立入検査の執行

(立入検査の種別)

第 11 条 立入検査の種別は、次のとおりとする。

- (1) 通常検査 年間立入検査計画等の事前計画に基づいて行うもの。
- (2) 随時検査 次に掲げる場合においてその都度計画をたてて行うもの。
 - ア 関係行政庁又は消防対象物の関係者から要請等があった場合
 - イ 特異な事態が発生し必要があると認められる場合
 - ウ 催し物等が行われるときに必要があると認められる場合又は火災予防上特に必要があると認められる場合
- (3) 特別検査 査察対象物の用途、構造又は使用の形態等から、検査事項を特定して臨時に行うもので前号に掲げる以外のもの。

(立入検査時の留意点)

第 12 条 立入検査を実施する場合は、法第 4 条及び法第 16 条の 5 の規定によるほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 査察員は、常に関係法令に精通するとともに、必要な知識、技術の修得に努めること。
- (2) 正当な理由がなく立入検査を拒み、妨げ又は忌避する者がある場合は、立入検査の要旨を十分説明し、なお応じないときは関係者の忌避等の理由を確認するとともにその旨を上司に報告し、指示を受けること。
- (3) 原則として関係者、防火管理者、危険物保安監督者、防災管理者その他査察対象物に関係のある者の立ち会いを求めること。
- (4) 査察対象物の電気設備、機械装置、有害物質その他人体に危険のあるものについては、特に注意を払い、感電、転落等の事故防止に努めること。

(5) 関係者の民事的な紛争に関与しないこと。

(立入検査の編成)

第 13 条 立入検査は、消防士長以上の階級にある査察員を長とし、査察対象物の業態、規模等から判断して必要な人員編成で執行するものとする。ただし、消防長等が認めた場合は、この編成によらないことができる。

(年間立入検査計画)

第 14 条 署長等は、1年間の立入検査の計画を年間立入検査計画書(別記様式第2号その1からその3)により策定し、消防長に報告しなければならない。ただし、火災の発生状況又は社会的情勢等により必要と認めた場合は、年間立入検査計画を変更し、効果的な立入検査ができるよう配慮しなければならない。

(月間立入検査計画)

第 15 条 署長等は、年間立入検査計画書に基づいて翌月の具体的な立入検査の計画を月間立入検査計画書(別記様式第3号)により毎月末日までに策定しなければならない。

(検査事項)

第 16 条 立入検査は、火災の予防及び火災による被害を軽減するため、次の各号に掲げるものの位置、構造、設備及び維持管理の状況等について検査するものとする。

(1) 建築物その他の工作物及び舟車

(2) 消防用設備等又は特殊消防用設備等(法第17条第1項及び第3項に定める消防用設備等又は特殊消防用設備等をいう。以下同じ。)

(3) 火気使用設備及び器具

(4) 危険物及び指定可燃物

(5) 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質

(6) 防災物品

(7) 避難施設及び防火施設

- (8) 防火管理者、統括防火管理者、防災管理者、統括防災管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の業務遂行状況
- (9) 消防用設備等、特殊消防用設備等及び危険物製造所等(法第10条第1項に定める製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。以下同じ。)の定期点検の実施状況
- (10) 防火管理又は防災管理に係る消防計画、全体についての消防計画、予防規程等の状況
- (11) 防火管理又は防災管理を必要とする防火対象物の定期点検実施状況
- (12) 電気、ガス、火薬類及び放射性物質等の施設
- (13) その他火災予防上必要と認める事項

第2節 立入検査結果の処理

(立入検査結果の通知)

第17条 査察員は、立入検査を実施した結果を当該査察対象物の関係者に対して立入検査結果通知書(別記様式第4号その1からその3)及び違反指摘票(別記様式第5号その1からその12(査察対象物が移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両である場合を除く。))に不備欠陥事項及びその他必要事項(以下「指摘事項」という。)を記載し通知するものとする。ただし、指摘事項が軽微なものであるときは、口頭によることができる。

2 前項の通知にあたっては、関係者においてその内容が容易に理解できるよう配慮するものとする。

(立入検査結果の報告)

第18条 査察員は、立入検査を行った場合は、その結果を速やかに立入検査結果通知書により消防署長又は予防課長に報告するものとする。

(改修等の報告)

第19条 立入検査結果通知書により通知した指摘事項については、立入検査結果通知書の交付後、速やかに改修(計画)報告書(別記様式第6号その1及びその2)により関係者に報告を求めるものとする。

る。

2 改修(計画)報告書には、次に掲げる事項を明示させるものとする。

(1) 指摘事項の改修等の完了年月日

(2) 指摘事項の改修等に一定の期間を要する場合は、改修等の具体的な計画に関する事項

(3) その他改修等の報告に必要と認められる事項

3 前項の報告の期限は、特別な事情がある場合のほか、査察の結果を通知した日の翌日から起算して 14 日(香取広域市町村圏事務組合の休日を定める条例(平成 4 年条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する組合の休日の日数を除く。)以内とする。

4 第 1 項の規定により報告を求めた場合は、改修(計画)報告書処理簿(別記様式第 7 号)に記載し、その後の処理状況について記録するものとする。

(改修等の状況確認をするための立入検査等)

第 20 条 消防長等は、改修(計画)報告書の提出があった場合は、改修等の状況を確認するための確認検査を実施するものとする。ただし、届出書類等で改修等の状況を確認できる場合は、この限りでない。

2 消防長等は、査察対象物の関係者が改修(計画)報告書の提出を怠っている場合又は指摘事項の改修等の履行が確保できないと認められた場合は、改修(計画)報告書の提出等適切な指導を行うとともに、時機を失することなく違反処理を行うものとする。

(関係行政機関等との連携)

第 21 条 消防長等は、立入検査の結果、他の消防機関又は関係行政機関(以下「関係行政機関等」という。)に対して通知する必要がある指摘事項が認められた場合は、関係行政機関等に通知し、是正促進を要請するとともに、十分な連絡を図り、その是正指導に努めるものとする。

2 消防長等は、他法令違反が存する査察対象物に対する違反処理を行う場合には、法第 35 条の 13 の規定に基づき関係行政機関に照

会し、又は協力を求めるなど、関係行政機関と十分な連絡調整を行い、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 消防長等は、関係行政機関より協力を求められたときは、火災の予防に関する事項に限り、必要に応じて協力するものとする。

4 消防長は、常置場所が事務組合の管轄区域外である移動タンク貯蔵所に係る法令違反については、危険物輸送車両検査結果通知書(別記様式第8号)に立入検査結果通知書の写しを添えて、当該移動タンク貯蔵所の許可行政庁に通知するものとする。

第3節 資料提出及び報告徴収等

(資料提出)

第22条 法第4条第1項及び法第16条の5第1項の規定による資料(消防対象物の実態を把握するために必要な既存の文書その他の物件をいう。以下同じ。)は、関係者に対し任意の提出を求めるものとする。ただし、これにより難しい場合は、次の各号に定める資料提出命令書により行うものとする。

(1) 法第4条第1項の規定による命令 資料提出命令書(別記様式第9号その1)

(2) 法第16条の5第1項の規定による命令 資料提出命令書(別記様式第9号その2)

(資料の受領及び保管)

第23条 前条の規定により資料を提出させる場合は、当該資料の所有権の放棄又は資料の還付のいずれかか意思を明らかにさせるため、資料提出書(別記様式第10号その1及びその2)にその旨を記入のうえ提出させるものとする。

2 資料の提出者が提出した資料の所有権を放棄する旨の意思表示をした場合は、提出資料受領書(別記様式第11号)を交付しなければならない。ただし、任意の資料の提出の場合は、この限りでない。

3 資料の提出者が提出した資料の返却の意思表示をした場合は、提出資料保管書(別記様式第12号)を交付しなければならない。

4 提出資料保管書を交付したときは、当該提出資料は、紛失、き損

等をしなないように保管しなければならない。

5 保管の必要がなくなった提出資料は、当該提出資料の提出者に還付するものとする。

6 前項の提出資料の返還を行う場合は、提出資料保管書に還付及び受領の旨を記載させるものとする。

(報告徴収)

第 24 条 前条の規定による資料以外のもので、火災予防上必要と認められる事項については、関係者に対し任意の報告を求めるものとする。ただし、これにより難い場合は、次の各号に定める報告徴収書により行うものとする。

(1) 法第 4 条第 1 項の規定による報告 報告徴収書(別記様式第 13 号その 1)

(2) 法第 16 条の 5 第 1 項の規定による報告 報告徴収書(別記様式第 13 号その 2)

2 前項の規定による報告があった場合は、報告徴収受領書(別記様式第 14 号)を交付しなければならない。

(危険物の収去)

第 25 条 法第 16 条の 5 第 1 項の規定により、危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去しようとする場合は、香取広域市町村圏事務組合危険物の規制に関する規則(平成 18 年香取広域市町村圏事務組合規則第 21 号)第 16 条の規定により処理するものとする。

第 4 章 違反処理

第 1 節 通則

(違反処理の基本的留意事項)

第 26 条 違反処理は、次の各号に定める事項に留意して行わなければならない。

(1) 違反処理は、違反の内容又は火災危険の重大性に着目し、時機を失することなく厳正かつ公平に行うこと。

(2) 違反処理に係る事務を行うにあたっては、関係者に対し誠実

かつ沈着、冷静に対処すること。

(3) 違反処理を行った事案については、適時、追跡調査を行い違反事項の是正促進に努めること。

(違反処理の区分)

第 27 条 違反処理の区分は、次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 警告
- (2) 命令
- (3) 許可・認定の取消し
- (4) 告発
- (5) 過料事件の通知
- (6) 代執行
- (7) 略式の代執行

(違反処理基準の適用等)

第 28 条 消防長等は、別に定める違反処理基準に示す措置区分により違反処理を行うものとする。

2 消防長等は、前項の規定にかかわらず、違反の事実が明白で、かつ、火災予防上若しくは人命安全上猶予できないと認める場合又は特異な違反事案の処理に係る場合は、違反処理基準に示す措置区分によらないことができる。

3 消防長等は、違反処理基準に示す違反内容に該当しない違反事案であっても、火災予防上必要と認めるものについては、火災危険の実態に即した警告を行うものとする。

(違反の調査等)

第 29 条 査察員は、職務の執行に際し、前条に基づく違反処理が必要な違反を発見し又は聞知した場合は、速やかに消防長又は消防署長に報告しなければならない。

2 消防長等は、前項の報告を受けたとき又はその他の方法により違反事案を覚知したときは、査察員に命じて、速やかに違反の事実の調査にあたらせるものとする。ただし、立入検査により違反の事実が確定している場合は、調査を省略することができる。

- 3 前項の規定による調査を行った査察員は、調査した結果を違反調査報告書(別記様式第15号その1、その2及びその3)により消防長又は消防署長に報告するとともに違反処理経過簿(別記様式第16号その1及びその2)に記載し、その後の処理状況について記録するものとする。
- 4 消防長等は、違反処理を行うために必要な資料の提出を求めるときは、第22条に定める資料提出命令書を関係者に交付するものとする。
- 5 消防長等は、違反処理を行うために必要な報告を求めるときは、第24条第1項に定める報告徴収書を関係者に交付するものとする。

第2節 警告

(警告)

第30条 消防長等は、違反事案について是正指導をしたにもかかわらず関係者の具体的是正意思が認められない場合又は違反の内容若しくは火災危険の重大性から火災予防上必要と認める場合に、当該関係者に対して警告書(別記様式第17号その1からその4)を交付することにより警告を行うものとする。

2 消防長等は、違反事案が違反処理の手続きを行う前に是正された場合であっても、必要により災害等又は事後の違反の再発防止を図るため警告を行うものとする。この場合において、前項の警告書の様式によらないことができる。

3 消防長等は、違反の事実が明白で、かつ、火災予防上必要と認め、第1項の警告書を交付するいとまがない場合は、違反の調査を命じた査察員に口頭で必要な事項を警告させることができる。この場合において、原則として事後速やかに、消防長又は消防署長が警告書を交付するものとする。

(履行状況の確認)

第31条 消防長等は、前条の規定により警告を行った場合は、必要に応じ当該関係者から警告事項の改善報告を徴するとともに、査察員に履行状況の調査を行わせるものとする。

2 前項の調査を行った査察員は、調査結果を消防長又は消防署長に報告するものとする。

(上位の措置への移行)

第 32 条 消防長等は、前条により警告事項の改善が図られていないと認めた場合は、違反処理基準に示す措置区分に従い上位の措置を行うものとする。

第 3 節 事前手続

(聴聞及び弁明の機会の付与の必要な不利益処分)

第 33 条 この訓令において、聴聞が必要な不利益処分は次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法第 8 条の 2 の 3 第 6 項に基づく特例認定の取消し
 - (2) 法第 12 条の 2 第 1 項に基づく危険物製造所等の許可の取消し
 - (3) 法第 13 条の 24 第 1 項に基づく危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令
 - (4) 法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 6 項に基づく特例認定の取消し
- 2 この訓令において、弁明の機会の付与が必要な不利益処分は次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 法第 5 条第 1 項に基づく防火対象物に対する予防措置命令
 - (2) 法第 5 条の 2 第 1 項に基づく防火対象物に対する使用禁止命令等
 - (3) 法第 5 条の 3 第 1 項に基づく防火対象物に対する危険排除のための措置命令
 - (4) 法第 8 条第 4 項に基づく防火管理者業務適正執行のための措置命令
 - (5) 法第 8 条の 2 第 6 項に基づく統括防火管理者業務適正執行のための措置命令
 - (6) 法第 12 条の 2 第 1 項又は同条第 2 項に基づく危険物製造所等の使用停止命令

- (7) 法第 14 条の 2 第 3 項に基づく予防規程の変更命令
- (8) 法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 4 項に基づく
防災管理者業務適正執行のための措置命令
- (9) 法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 第 6 項に基
づく統括防災管理者業務適正執行のための措置命令

3 前 2 項の規定は、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号。以下「手続法」という。)第 13 条第 2 項に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

第 4 節 命令

(消防長等による命令)

第 34 条 消防長等は、警告事項不履行の場合又は火災危険が大きく緊急に是正措置を講ずる必要がある場合は、当該関係者に対して命令書(別記様式第 18 号その 1 からその 3)を交付することにより命令を行うものとする。ただし、違反の事実が明白で、かつ、緊急に必要な措置をとる必要がある場合には、違反行為者等に必要な事項を口頭により命令することができる。この場合においては、原則として事後速やかに、命令書を違反行為者等に交付するものとする。
(消防長等以外の消防吏員による命令)

第 35 条 消防長等以外の消防吏員は、立入検査その他の業務の遂行中において違反処理基準に該当する違反を発見した場合は、原則として命令書(別記様式第 19 号その 1 及びその 2)を交付することにより命令(法第 3 条第 1 項及び法第 5 条の 3 第 1 項に定める措置命令に限る。)を行うものとする。

2 前項に規定する命令を行った消防吏員は、措置命令報告書(別記様式第 20 号)により、消防長又は消防署長に報告しなければならない。

(弁明に係る命令の決定)

第 36 条 消防長等は、第 33 条第 2 項に規定する弁明の機会の付与が必要な命令事案に係る弁明書(手続法第 29 条又は香取広域市町村圏事務組合行政手続条例(平成 18 年条例第 19 号)第 27 条に定め

るものをいう。)が提出された場合には、当該内容について調査するとともに、別に定める弁明に係る調査書を作成して処理するものとする。

(教示)

第 37 条 命令を書面で行う場合又は利害関係人から教示を求められた場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 82 条に定める教示をしなければならない。

(催告)

第 38 条 消防長等は、命令を行った場合は第 31 条に準じ命令事項の進捗状況を随時把握し、履行期限を経過しても是正されていない場合は、必要に応じて催告書(別記様式第 21 号その 1 及びその 2)を交付して履行の促進を図るものとする。

(命令の解除)

第 39 条 消防長等は、法第 5 条の 2 第 1 項、法第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項、法第 12 条の 3 第 1 項の各命令について命令事項の全部又は一部が履行されたことにより、受命者から命令の解除の申し出があったとき又はその事実を知ったときはその履行状況を確認し、命令解除要件を満たすと認めた場合は、速やかに命令を解除するものとする。

2 前項の規定による命令の解除は、命令解除通知書(別記様式第 22 号その 1 及びその 2)を交付することにより行うものとする。

(命令の速報等)

第 40 条 署長等は、第 33 条第 2 項に規定する弁明の機会の付与が必要な命令で、当該弁明の機会を付与する場合は、事前に対象物の所在、名称、用途、規模、関係者の職名及び氏名、命令事項、根拠法令その他措置上必要な事項を消防長に速報するものとする。

2 署長等は、命令を行う場合又は前条の規定により命令を解除する場合は、事前に前項に規定する必要事項を消防長に速報するものとする。

3 弁明の機会を付与したときには、当該弁明の実施結果を消防長に

速報するものとする。

- 4 消防長は、法第 11 条の 5 第 2 項による命令を行った場合は、当該命令に係る移動タンク貯蔵所につき法第 11 条第 2 項の規定による許可を行った市町村長等に移動タンク貯蔵所違反通知書(別記様式第 23 号)により通知するものとする。

第 5 節 公示

(公示)

- 第 41 条** 消防長等は、次条に掲げる命令を行った場合、当該査察対象物又は当該査察対象物のある場所への標識の設置、香取広域市町村圏事務組合公告式条例(昭和 46 年香取広域市町村圏事務組合条例第 1 号)に定める方法及び香取広域市町村圏事務組合のホームページにより公示を行うものとする。ただし、命令を行う際の状況により、その一部を省略することができる。

(公示の期間)

- 第 42 条** 法第 5 条第 1 項、法第 5 条の 2 第 1 項、法第 5 条の 3 第 1 項、法第 8 条第 3 項及び第 4 項、法第 8 条の 2 第 5 項及び第 6 項、法第 8 条の 2 の 5 第 3 項、法第 11 条の 5 第 1 項及び第 2 項、法第 12 条第 2 項、法第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項、法第 12 条の 3 第 1 項、法第 13 条の 24 第 1 項、法第 14 条の 2 第 3 項、法第 16 条の 3 第 3 項及び第 4 項、法第 16 条の 6 第 1 項、法第 17 条の 4 第 1 項及び第 2 項、法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 3 項及び第 4 項並びに法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 第 5 項及び第 6 項の各命令を行った場合には、速やかに公示し、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間その状態を保たせるものとする。

第 6 節 許可の取消し等

(許可の取消し)

- 第 43 条** 法第 12 条の 2 第 1 項に基づく危険物製造所等の許可の取消しは、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 法第 12 条の 2 第 1 項に基づく使用停止命令に違反したとき

(2) 前号の使用停止命令に従った場合でも使用停止命令を命じられるに至った違反が是正されないとき

(3) 前2号に該当しない場合で、違反内容が許可の取消しを行うことが必要と認めるとき

2 前項の許可の取消しは、許可取消書(別記様式第24号)を交付することにより行うものとする。

(特例認定の取消し)

第44条 法第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消しは、特例認定取消書(別記様式第25号その1)を交付することにより行うものとする。

2 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消しは、特例認定取消書(様式第25号その2)を交付することにより行うものとする。

(解任命令)

第45条 法第13条の24第1項に基づく危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令は、解任命令書(別記様式第26号)を交付することにより行うものとする。

(許可の取消しに係る速報)

第46条 前3条に掲げる聴聞が必要な不利益処分を実施する場合は、第40条第1項の規定を準用し速報するものとする。

(許可の取消し等の決定)

第47条 消防長等は、手続法第24条第3項の規定により調書及び報告書が提出された場合は、第43条の規定による許可の取消し、第44条の規定による特例認定の取消し又は第45条の規定による解任命令(以下「許可の取消し等」という。)を行うか否かについて調査するとともに、別に定める聴聞に係る調査書を作成して処理するものとする。

第7節 告発

(告発)

第48条 消防長等は、別に定める告発基準に該当する違反を覚知し

たときは、違反調査に着手し、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定に基づき、当該違反事実に係る関係証拠を添付し、捜査機関に告発しなければならない。この場合において、消防署長が告発基準に該当する違反を覚知したときは、予防課長に速報するものとする。

- 2 消防長等は、告発を行うときは、違反事案の生じた場所を管轄する警察官又は検察官に対して、告発書(別記様式第27号)に違反事実の関係証拠を添付して行うものとする。

(告発留保の協議)

第49条 署長等は、告発事案について違反調査を行った結果、当該告発事案が別に定める告発留保理由に該当するときは、告発留保協議書(別記様式第28号)により消防長と協議しなければならない。

(告発結果の送付)

第50条 署長等は、告発を行ったときは、速やかに関係書類の写しを添えて消防長に報告するものとする。

- 2 署長等は、検察官から当該告発に係る処分のお知らせがあったときは、速やかに関係書類の写しを添えて消防長に報告するものとする。

第8節 過料事件の通知

(過料事件の通知)

第51条 署長等は、過料事件の通知に該当する法第8条の2の3第5項、法第17条の2の3第4項又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項の規定に係る違反事案を覚知したときは、消防長に速報するとともに、違反の調査に着手し、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第119条の規定に基づき、当該違反事実に係る関係証拠を添付し、当該違反者の住所地を管轄する地方裁判所に過料事件通知書(別記様式第29号)により通知するものとする。

(過料事件の通知に係る結果の処理)

第52条 署長等は、過料事件を通知した場合は、速やかに関係書類の写しを添えて消防長に報告しなければならない。

第 9 節 代執行

(代執行)

第 53 条 消防長等は、第 34 条又は第 35 条の規定により命じた行為を関係者が履行しない場合で、告発その他の方法によっては、その履行を確保できないと認めるときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところにより代執行を行うものとする。

2 署長等は、代執行を行う場合は、事前に執行に伴う作業、警戒及び経費等について計画を策定し、消防長の指示を受けなければならない。

3 第 1 項の代執行を行う場合の戒告、通知及び代執行に要した費用の徴収に必要な文書並びに執行責任者の証票は次の各号のとおりとする。

(1) 戒告書(別記様式第 30 号その 1 及びその 2)

(2) 代執行令書(別記様式第 31 号その 1 及びその 2)

(3) 代執行費用納付命令書(別記様式第 32 号)

(4) 代執行執行責任者証(別記様式第 33 号)

4 消防長等又は職員が、執行責任者として代執行の現場に赴くときは、前項第 4 号の代執行執行責任者証を携帯し、要求があるときは、これを提示しなければならない。

(代執行の報告)

第 54 条 署長等は代執行を行ったときは、速やかに関係書類の写しを添えて消防長に報告するものとする。

第 10 節 略式の代執行

(略式の代執行)

第 55 条 消防長等は、法第 3 条第 1 項又は法第 5 条の 3 第 1 項の規定による命令に係る履行義務者を確知することができず、当該命令を発することができない場合は、法第 3 条第 2 項又は法第 5 条の 3 第 2 項の規定に基づき、当該命令を発することができない場合は、法第 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる措置をとらせるものとする。

(事前の公告)

第 56 条 法第 5 条の 3 第 2 項の規定に基づく公告は、別に定める方法により行うものとする。

第 5 章 補則

(警告書等の送達)

第 57 条 この訓令に定める警告書、命令書、許可取消書、特例認定取消書、解任命令書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書(以下「警告書等」という。)は当該関係者に直接交付し、受領書(別記様式第 34 号)又は様式第 19 号の命令書の受領欄に署名押印を求めるものとする。ただし、受領拒否等の事由により直接交付できない場合は、配達証明又は内容証明の取扱いにより郵送するものとする。

(報告)

第 58 条 署長等は、違反処理が完結したときは、違反処理完結報告書(別記様式第 35 号)により消防長に報告しなければならない。

(報告の要求)

第 59 条 消防長は、この訓令に基づいてなされた事務について署長等に対して随時報告を求めることができる。

(委任)

第 60 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(香取広域市町村圏事務組合火災予防違反処理規程の廃止)

2 香取広域市町村圏事務組合火災予防違反処理規程(平成 18 年訓令第 13 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間使用することができる。

4 この訓令の施行の際、現に作成又は受理した届出等は、この訓令の相当規定により、作成又は受理したものとみなす。

附 則 (令和6年5月29日訓令3号)

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第9条）

区 分	対 象	査察実施基準
第1種査察対象物	1 政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物のうち、法第8条第1項又は政令第21条第1項の規定の適用を受けるもの。 2 政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)、(6)項ロ、(6)項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるもの)、これらを含む(16)項イに掲げる防火対象物及び特定一階段防火対象物。(上記1に掲げる防火対象物に該当するものを除く。)	3年に1回以上
第2種査察対象物	伝統的建造物群保存地区内に存する政令別表第1に掲げる防火対象物で、政令第10条第1項の規定の適用を受けるもの。	3年に1回以上
第3種査察対象物	1 政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロから(15)項、(16)項ロに掲げる防火対象物のうち、法第8条第1項及び政令第21条第1項の規定の適用を受けるもの。 2 政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロから(15)項、(16)項ロに掲げる防火対象物のうち、法第8条第1項の規定の適用を受けるもの。(上記1に掲げる防火対象物に該当するものを除く。)	4年に1回以上
第4種査察対象物	政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、延べ面積150㎡以上で、政令第10条第1項の規定の適用を受けるもの。(第1種から第3種、第5種及び第7種査察対象物並びに(15)項に掲げる畜舎及び関連施設に該当するものを除く。)	5年に1回以上
第5種査察対象物	政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物で、政令第10条第1項の規定の適用を受けるもの。(第3種査察対象物に該当するものを除く。)	7年に1回以上
第6種査察対象物	法第10条に規定する危険物製造所等。	3年に1回以上
第7種査察対象物	1 第1種査察対象物から第6種査察対象物に掲げるもの以外の消防対象物。 2 政令別表第1(17項)に掲げる防火対象物。	消防長等が火災予防上必要があると認めるとき

別記

様式第1号その1 (第10条)

査察実施結果報告書 (月)

所属

用途区分		立 入 検 査			違 反 処 理		
		実 施 数	計 画 数	改 修 等 の 査 認 確	警 告 書 交 付 件 数	命 令 書 交 付 件 数	
1項	イ						
	ロ						
2項	イ						
	ロ						
	ハ						
3項	イ						
	ロ						
4項							
5項	イ						
	ロ						
6項	イ	(1)					
		(2)					
		(3)					
		(4)					
	ロ	(1)					
		(2)					
		(3)					
		(4)					
		(5)					
	ハ	(1)					
		(2)					
		(3)					
		(4)					
(5)							
ニ							
7項							
8項							
9項	イ						
	ロ						
10項							
11項							
12項	イ						
	ロ						
13項	イ						
	ロ						
14項							
15項							
16項	イ						
	ロ						
17項							
合 計							

様式第1号その3 (第10条)

査察実施結果報告書 (月)

所属 _____

施設区分	立入検査			違反処理	
	実施数	計画数	改修等の 確認検査	警告書 交付件数	命令書 交付件数
製造所					
屋内貯蔵所					
屋外タンク貯蔵所					
屋内タンク貯蔵所					
地下タンク貯蔵所					
簡易タンク貯蔵所					
移動タンク貯蔵所					
屋外貯蔵所					
給油取扱所					
自家用給油取扱所					
第一種販売取扱所					
第二種販売取扱所					
一般取扱所					
合 計					

様式第3号 (第15条)

月間立入検査計画書 (月)

所属 _____

予 定 日	班 編 成	査察員 (○印は班長)		台帳番号	査察対象物名 (用途・施設区分)
		階級	氏名		
日	1				
日	2				
日	3				
日	4				
日	5				
日	6				
日	7				
日	8				
日	9				
日	10				

様式第4号その1 (第17条第1項)

立入検査結果通知書

年 月 日

様

(所属)

(階級・氏名)

あなたの所有・管理・占有する下記消防対象物について 年 月 日、消防法第 条 により立入検査を行ったところ、

- 別添え違反指摘票に記載のとおり火災予防上の不備欠陥が認められるので、速やかに改善するよう通知します。
- 不備欠陥事項は認められないので、引き続き適正な維持管理を行うよう通知します。

記

名 称		用 途	
所 在 地			
立 会 者 名 職・氏名 (連絡先)	()	防火管理者 職・氏名	
違反指摘票交付枚数	(枚)		
問合せ先	所 在 地		
	名 称	電 話	
備 考	<p>1 別添違反指摘事項はもちろん、それ以外についても自主的に点検を行い、不備事項については改善して下さい。</p> <p>2 別添違反指摘票に記載した他法令関係の項目については、違反が認められるので主管行政庁の指導を受けて下さい。</p> <p>3 違反指摘事項等については、 年 月 日までに(消防長・消防署長)にその改修状況及び改修計画について報告して下さい。</p> <p>4 別添違反指摘事項のうち、様式第 号その の事項について、 年 月 日の時点で、なお、当該違反が認められるときは、条例第48条第1項の規定により公表することがあります。</p>		
法令の略称	<p>法：消防法 令：消防法施行令 則：消防法施行規則</p> <p>危令：危険物の規制に関する政令 危則：危険物の規制に関する規則</p> <p>条例：火災予防条例</p> <p>建基法：建築基準法 建基令：建築基準法施行令</p>		

様式第4号その2 (第17条第1項)

立入検査結果通知書

年 月 日

様

(所属)

(階級・氏名)

あなたが所有、管理、占有する下記移動タンク貯蔵所について 年 月 日消防法第16条の5により立入検査を行ったところ、
印を付した事項に不備が認められるので、速やかに改善するよう通知します。
異状がないので通知します。

記

所在地		電話					
名称							
許可類別等	類	最大数量	設置(変更)許可年月日番号		年 月 日第 号		
		ℓ, kg	車両番号		許可行政庁		
車両形式	<input type="checkbox"/> 単一車 <input type="checkbox"/> 被けん引車 <input type="checkbox"/> 積載 <input type="checkbox"/> その他			危険物取扱者氏名	甲, 乙 (), 丙		
常置場所				運転者氏名			
				検査立会者氏名			
検査項目	違反指摘事項					違反指摘箇所等	
許 可 等	<input type="checkbox"/> 無許可設置 <input type="checkbox"/> 無許可変更 (法11-1)						
	<input type="checkbox"/> 完成検査前使用(法11-5) <input type="checkbox"/> 許可品名以外の積載(危令24)						
	<input type="checkbox"/> 完成検査済証なし <input type="checkbox"/> 点検記録なし(□1年・□5年) (危令26)						
	<input type="checkbox"/> 譲渡引渡届出書なし <input type="checkbox"/> 品名、数量・倍数変更届出書なし						
移 送 等	<input type="checkbox"/> もれ、あふれ、飛散(危令24) <input type="checkbox"/> 使用時以外の底弁開放(危令26)						
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者免状不携帯 <input type="checkbox"/> 危険物取扱者無乗者(法16-2)						
保 安 講 習	<input type="checkbox"/> 未受講						
構 造	タンク本体	<input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> サビ止め塗装剥離 <input type="checkbox"/> 固定不良				(法10-4・危令15)	
	防 波 板	<input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 変形					
	防 護 枠	<input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 腐食					
	側 面 枠	<input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 腐食					
	配 管 ・ 弁	<input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 機能不良					
	マンホール・注入口	<input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> パッキン不良					
	計 量 口	<input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> パッキン不良					
	可燃性蒸気回収設備	<input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 機能不良					
	安全装置(弁)	<input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 機能不良					
	接 地 導 線	<input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 機能不良					
	緊 急 レ バ ー	<input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 機能不良					
	注 入 ホ ー ス	<input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 機能不良					
結 合 金 具	<input type="checkbox"/> なし(前後) <input type="checkbox"/> パッキン不良(前後) <input type="checkbox"/> 形状不適(前後)						
標 識	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不鮮明 <input type="checkbox"/> 記載内容不適						
表 示	品名、数量	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不鮮明					
	緊急レバー	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不鮮明					
消 火 器	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 失効 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 不足 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 機能不良(危令20・22)						
そ の 他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
検査場所				検査員			
問合せ先	香取広域市町村圏事務組合			担当	電話		
違反指摘事項等については、年 月 日までに所轄消防長又は消防署長にその改修状況及び改修計画について、報告してください。 ※注 <input checked="" type="checkbox"/> 違反指摘事項 <input type="checkbox"/> 無印適合 <input checked="" type="checkbox"/> 改修済 <input checked="" type="checkbox"/> 訂正 法令の略称 法(消防法) 危令(危険物の規制に関する政令) 危則(危険物の規制に関する規則)							

※地域の実状により検査項目等を追加する場合は、その他の欄を利用すること。

様式第4号その3 (第17条第1項)

立入検査結果通知書

年 月 日

様

(所属)
(階級・氏名)

あなたが所有、管理、占有する下記危険物運搬車両について 年 月 日消防法第4条により立入検査を行ったところ、
印を付した事項に不備が認められるので、速やかに改善するよう通知します。
 異状がないので通知します。

記

所在地	電話			
名称	責任者氏名			
積載品名	類	品名	品目	最大数量
				0, kg
車両番号	検査立会者氏名			
検査項目	違反指摘事項			違反指摘箇所等
標識	<input type="checkbox"/> なし(前後) <input type="checkbox"/> 不鮮明(前後) <input type="checkbox"/> 形状不適(前後) (危令30)			
積載危険物	<input type="checkbox"/> もれ <input type="checkbox"/> あふれ <input type="checkbox"/> 飛散 (危令29)			
容器	<input type="checkbox"/> 材質不適 <input type="checkbox"/> 外装不適 <input type="checkbox"/> 内装不適 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 腐食 (危令28) <input type="checkbox"/> 表示なし <input type="checkbox"/> 表示不鮮明 (危令29)			
積載方法	<input type="checkbox"/> 収納方法不適 <input type="checkbox"/> 容器密閉不適 <input type="checkbox"/> 転落落下防止不適 <input type="checkbox"/> 禁止物品の混載不適 <input type="checkbox"/> 遮光性被覆不適 <input type="checkbox"/> 防水性被覆不適 <input type="checkbox"/> 温度管理不適 <input type="checkbox"/> 収納口方向不適 <input type="checkbox"/> 積み重ね高さ不適 (危令29)			
消火器	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 失効 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 不足 (危令30) <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 機能不良			
その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
検査場所	検査員			
問合せ先	担当		電話	
違反指摘事項等については、年 月 日までに所轄消防長又は消防署長にその改修状況及び改修計画について、報告してください。 ※注 <input checked="" type="checkbox"/> 違反指摘事項 <input type="checkbox"/> 無印適合 <input checked="" type="checkbox"/> 改修済 <input checked="" type="checkbox"/> 訂正 法令の略称 法(消防法) 危令(危険物の規制に関する政令) 危則(危険物の規制に関する規則)				

※地域の実状により検査項目等を追加する場合は、その他の欄を利用すること。

様式第5号その1 (第17条第1項)

違反指摘票 (防火対象物〔防火・防災管理〕関係)

(名称)

指摘項目	指摘事項	(根拠法令等)	指摘箇所等
防火・防災管理	<input type="checkbox"/> 未選任 <input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 業務未履行 <input type="checkbox"/> 地位不適 <input type="checkbox"/> 再講習未受講	法8-1・2、36、 令3、4、則2の3	
統括防火管理者・ 防火管理 再講習	<input type="checkbox"/> 未選任 <input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 業務未履行 <input type="checkbox"/> 地位不適	法8の2、36、 令4の2、令48の3、 則4の2	
	<input type="checkbox"/> 未受講	則2の3、則51の7	
消防計画	<input type="checkbox"/> 未作成 <input type="checkbox"/> 未変更 <input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 内容不適	法8-1、36、 令4、則3	
全体についての画	<input type="checkbox"/> 未作成 <input type="checkbox"/> 未変更 <input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 内容不適	法8の2、36、 令4の2、48の3	
防火対象物の報告	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 未報告 <input type="checkbox"/> 記録保存不適 <input type="checkbox"/> 虚偽表示	法8の2の2、 令4の2の2	
防災対象物の報告	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 未報告 <input type="checkbox"/> 記録保存不適 <input type="checkbox"/> 虚偽報告	法8の2の2、36、 令4の2の2	
自衛消防組織	<input type="checkbox"/> 未作成 <input type="checkbox"/> 未変更 <input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 内容不適	法8の2の5	
自主検査	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 記録不適 <input type="checkbox"/> 内容不適	法8-1、令3、則3	
避難施設 の 管理 等	避難口等に 設置する戸	<input type="checkbox"/> 構造不適 <input type="checkbox"/> 解錠装置不適	条例40
	避難障害	<input type="checkbox"/> 物件存置 <input type="checkbox"/> 設備の設置 <input type="checkbox"/> 床面のつまづき、すべり	法8の2の4、 令4の2の3、 条例40
	防火戸	<input type="checkbox"/> 障害物による閉鎖障害 <input type="checkbox"/> 可燃物の存置	法8の2の4、 令4の2の3、条例41
	通路幅員不足	<input type="checkbox"/> 売場(百貨店) <input type="checkbox"/> 客席(劇場、キャバレー等)	条例36、37、38
	屋上広場 (百貨店等)	<input type="checkbox"/> 避難広場維持管理	条例38
禁止行為	未承認	<input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> 裸火使用 <input type="checkbox"/> 危険な物品の持込	条例23
	承認要件	<input type="checkbox"/> 位置不適 <input type="checkbox"/> 構造不適 <input type="checkbox"/> 設備不適	
		<input type="checkbox"/> 数量不適 <input type="checkbox"/> 予防措置不履行	
防災対象物品	<input type="checkbox"/> ラベルの未表示 <input type="checkbox"/> 防火性能なし	法8の3	
工事中の防火管理	<input type="checkbox"/> 消防計画未作成 <input type="checkbox"/> 管理業務不履行	法8-1、令4、則3	
消火・避難・ 通報訓練	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 回数不足 <input type="checkbox"/> 内容不適 <input type="checkbox"/> 消防機関への事前通報なし	法8-1、8の2、36、 令4、 則3、4の2	
可燃物等管理	<input type="checkbox"/> 放置 <input type="checkbox"/> みだりな存置	法3、5の3	
住宅用火災警報器	<input type="checkbox"/> 未(一部)設置 <input type="checkbox"/> 設置場所不適 <input type="checkbox"/> 機能不良	法9の2、 条例29の2	
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		

※記載区分 違反指摘事項 指摘なし 訂正

様式第5号その2 (第17条第1項)

違反指摘票 (防火対象物〔消防用設備等・特殊消防用設備等〕関係)

(名称)

指 摘 項 目	指 摘 事 項	根拠法令等	指摘箇所等
消防用設備等(特殊消防用設備等)点検報告	<input type="checkbox"/> 未(一部未)実施 <input type="checkbox"/> 未報告 <input type="checkbox"/> 記録保存不適	法17の3の3、 則31の6	
型 式 失 効	<input type="checkbox"/> 特例期限切 <input type="checkbox"/> 特例期限内	法21の5	
消 火 器	<input type="checkbox"/> 未(一部未)設置 <input type="checkbox"/> 設置場所不適	法17-1、 令10、 則6、7、9	
	<input type="checkbox"/> 損傷・腐食 <input type="checkbox"/> 標識(未設置・損傷・不鮮明)		
	<input type="checkbox"/> 機能不良 <input type="checkbox"/> 適応性不適		
屋 内 (外) 消 火 栓 設 備	<input type="checkbox"/> 未(一部未)設置 <input type="checkbox"/> 電源遮断 <input type="checkbox"/> 器具不足	法17-1、 令11、19、 則12、22	
	<input type="checkbox"/> 操作障害 <input type="checkbox"/> 弁閉鎖 <input type="checkbox"/> 損傷・腐食		
	<input type="checkbox"/> 表示灯不点灯 <input type="checkbox"/> ポンプ機能不良		
	<input type="checkbox"/> 非常電源(未設置・機能不良)		
	<input type="checkbox"/>		
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (水噴霧消火設備等)	<input type="checkbox"/> 未(一部未)設置 <input type="checkbox"/> 電源遮断 <input type="checkbox"/> 弁閉鎖	法17-1、 令12~18、 則12の2~21	
	<input type="checkbox"/> 操作障害 <input type="checkbox"/> 損傷・腐食 <input type="checkbox"/> 表示灯不点灯		
	<input type="checkbox"/> ヘッド未警戒 <input type="checkbox"/> ヘッド散水障害		
	<input type="checkbox"/> 自動警報装置等不良 <input type="checkbox"/> 送水口(損傷・操作障害)		
	<input type="checkbox"/> ポンプ機能不良 <input type="checkbox"/> 非常電源(未設置・機能不良)		
自 動 火 災 報 知 (ガス漏れ火災警報)設備	<input type="checkbox"/> 未(一部未)設置 <input type="checkbox"/> 電源遮断	法17-1、 令21、21の2、 則23~24の2の4	
	<input type="checkbox"/> 操作障害 <input type="checkbox"/> 音響装置等遮断		
	<input type="checkbox"/> 未警戒 <input type="checkbox"/> 表示灯不点灯		
	<input type="checkbox"/> 機能不良 <input type="checkbox"/> 非常電源(未設置・機能不良)		
	<input type="checkbox"/>		
消 防 機 関 へ 通 報 す る 火 災 報 知 設 備	<input type="checkbox"/> 未(一部未)設置 <input type="checkbox"/> 電源遮断	法17-1、 令23、 則25	
	<input type="checkbox"/> 標識未設置 <input type="checkbox"/> 機能不良		
	<input type="checkbox"/> 設置場所不適 <input type="checkbox"/>		
非 常 警 報 設 備	<input type="checkbox"/> 未(一部未)設置 <input type="checkbox"/> 電源遮断	法17-1、 令24、 則25の2	
	<input type="checkbox"/> 操作障害 <input type="checkbox"/> 音響装置等遮断		
	<input type="checkbox"/> 損傷・腐食 <input type="checkbox"/> 機能不良 <input type="checkbox"/> 表示灯不点灯		
	<input type="checkbox"/> 非常電源(未設置・機能不良) <input type="checkbox"/>		
避 難 器 具	<input type="checkbox"/> 未(一部未)設置 <input type="checkbox"/> 降下障害 <input type="checkbox"/> 標識未設置	法17-1、 令25、 則27	
	<input type="checkbox"/> 操作障害 <input type="checkbox"/> 損傷・腐食 <input type="checkbox"/> 種類不適		
	<input type="checkbox"/>		
誘 導 灯 (誘 導 標 識)	<input type="checkbox"/> 未(一部未)設置 <input type="checkbox"/> 電源遮断 <input type="checkbox"/> 不点灯	法17-1、 令26、 則28の3	
	<input type="checkbox"/> 視認障害 <input type="checkbox"/> 機種不適 <input type="checkbox"/> 位置不適		
	<input type="checkbox"/> 非常電源(未設置・機能不良) <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		

※記載区分 違反指摘事項 指摘なし 訂正

様式第5号その3 (第17条第1項)

違反指摘票 (防火対象物〔建物・火気使用設備等〕関係)

(名称)

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	指摘箇所等
建築構造	<input type="checkbox"/> 構造不適	建基法27、61、62	
防火区画	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 構造不適 <input type="checkbox"/> 配管等の区画貫通部措置不適	建基法36、建基令112	
防火戸	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 種別又は材質不適 <input type="checkbox"/> 機能不良 <input type="checkbox"/> 自動閉鎖装置 (未設置・構造不適) <input type="checkbox"/> 損傷	建基法36、建基令112	
防火ダンパー	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 機能不良	建基法36、建基令112	
階	<input type="checkbox"/> 設置数不足 <input type="checkbox"/> 構造不適	建基法35、 建基令120～123	
排煙設備	<input type="checkbox"/> 未 (一部未) 設置 <input type="checkbox"/> 操作障害 <input type="checkbox"/> 機能不良	建基法35、 建基令126の2、3	
非常照明	<input type="checkbox"/> 未 (一部未) 設置 <input type="checkbox"/> 機能不良	建基法35、 建基令126の4、5	
非常用進入口	<input type="checkbox"/> 未 (一部未) 設置 <input type="checkbox"/> 構造不適 <input type="checkbox"/> 進入障害	建基法35、 建基令126の6、7	
内装制限	<input type="checkbox"/> 内装材不適	建基法35の2、建基令129	
敷地内通路	<input type="checkbox"/> 避難通路不適 <input type="checkbox"/> 消火活動通路不適	建基法35、 建基令128、の2	
火 気 使 用 設 備 等	<input type="checkbox"/> 未届出 (設置・変更)	条例44	
	<input type="checkbox"/> 位置不適 <input type="checkbox"/> (給・排) 気口面積不足	条例3～10の2	
	<input type="checkbox"/> 可燃物離隔距離不足 <input type="checkbox"/> 周囲壁体等防火措置不適		
	<input type="checkbox"/> 機器 (構造不適・損傷) <input type="checkbox"/> 整理、清掃未実施		
	<input type="checkbox"/> 燃料タンク等 (構造不適・損傷) <input type="checkbox"/> 燃料タンク位置不適		
	<input type="checkbox"/> 配管 (施工・材質) 不適 <input type="checkbox"/> 配管 (腐食・損傷)		
	<input type="checkbox"/> 地震対策措置等不適 <input type="checkbox"/> 不燃区画等不適		
	<input type="checkbox"/> 防火戸 (未設置・機能不良) <input type="checkbox"/> 風道構造等不適		
	<input type="checkbox"/> 排気ダクト構造不適		
	<input type="checkbox"/> グリッド除去装置 (未設置・構造不適・損傷・)	条例3の4	
<input type="checkbox"/> 火炎伝送防止装置 (未設置・構造不適・損傷・)			
<input type="checkbox"/> 煙突等 (構造不適・貫通部の措置不適・損傷・)	条例17の2		
<input type="checkbox"/>			
使用開始届出	<input type="checkbox"/> 防火対象物使用開始未届出	条例43	
変電設備等	<input type="checkbox"/> 未届出 (設置・変更)	条例44	
	<input type="checkbox"/> 位置不適 <input type="checkbox"/> 標識 (未設置・記載内容不良)	条例11～13	
	<input type="checkbox"/> 不燃区画等不適 <input type="checkbox"/> 防火戸 (未設置・機能不良)		
	<input type="checkbox"/> 換気設備 (未設置・機能不良) <input type="checkbox"/> 整理、清掃未実施		
	<input type="checkbox"/> 排気筒 (構造不適・損傷)	条例12	
	<input type="checkbox"/> 燃料タンク等 (構造不適・損傷)		
<input type="checkbox"/>			
消防活動阻害物品	<input type="checkbox"/> 圧縮アセチレンガス未届出 (開始・廃止)	法9の3、 危令1の10	
	<input type="checkbox"/> 無水硫酸未届出 (開始・廃止)		
	<input type="checkbox"/> 液化石油ガス未届出 (開始・廃止)		
	<input type="checkbox"/> 生石灰未届出 (開始・廃止)		
	<input type="checkbox"/> 毒物・劇物等未届出 (開始・廃止)		
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			

※記載区分 違反指摘事項 指摘なし 訂正

様式第5号その4 (第17条第1項)

違反指摘票 (少量危険物・指定可燃物・その他)

(名称)

指 摘 項 目	指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	指 摘 箇 所 等
届 出 等	<input type="checkbox"/> 未届出 (設置・変更・廃止)	条例46	
共 通 事 項	<input type="checkbox"/> (貯蔵・取扱) 場所不適 <input type="checkbox"/> 火気使用不適	条例30~34	
	<input type="checkbox"/> 標識 (未設置・不鮮明) <input type="checkbox"/> 危険物の漏れ・あふれ		
	<input type="checkbox"/> 掲示板 (未設置・不鮮明・誤記入) <input type="checkbox"/> 整理清掃不適		
	<input type="checkbox"/> 流出防止措置 (未設置・損傷) <input type="checkbox"/> 遮光不適		
	<input type="checkbox"/> 安全装置 (未設置・機能不良) <input type="checkbox"/> 換気不適		
	<input type="checkbox"/> 配管 (施工・材質) 不適 <input type="checkbox"/> 配管 (腐食・損傷)		
	<input type="checkbox"/> 貯蔵 (取扱) 方法不適 <input type="checkbox"/> 地震等の緩衝措置不適		
	<input type="checkbox"/> 架台構造等 (不適・損傷)		
	<input type="checkbox"/> 容器 (材質不適・腐食・損傷)		
	<input type="checkbox"/> 漏洩・飛散防止装置 (未設置・機能不良)		
	<input type="checkbox"/> ためます・油分離装置 (未設置・砂等の堆積)		
	<input type="checkbox"/> 消火器具 (未設置・腐食・機能不良・失効・適応性不適)	令10	
屋 外 の 貯 蔵 又 は 取 り 扱 い	<input type="checkbox"/> 空地不適 <input type="checkbox"/> 周囲の囲い (未設置・損傷)	条例31の3	
	<input type="checkbox"/> 地盤面 (不適・損傷)		
	<input type="checkbox"/>		
屋 内 の 貯 蔵 又 は 取 り 扱 い	<input type="checkbox"/> 建築構造 (不適・損傷) <input type="checkbox"/> 窓・出入口 (不適・損傷)	条例31の3の2	
	<input type="checkbox"/> 床 (不適・損傷) <input type="checkbox"/> 採光・換気設備 (不適・機能不良)		
	<input type="checkbox"/> 可燃性蒸気等の排出設備 (不適・機能不良)		
	<input type="checkbox"/>		
屋 外 (屋 内 又 は 地 下) タ ン ク	<input type="checkbox"/> 空地不適 <input type="checkbox"/> 漏れ検査装置 (未設置・損傷)	条例31の4、の5	
	<input type="checkbox"/> タンク (不適・損傷・腐食) <input type="checkbox"/> 水張 (水圧) 試験未実施		
	<input type="checkbox"/> 付随設備 (不適・損傷・腐食)		
	<input type="checkbox"/> 注入口 (位置・構造) 不適		
	<input type="checkbox"/> 通気管・引火防止網 (未設置・損傷)		
	<input type="checkbox"/>		
移 動 タ ン ク	<input type="checkbox"/> 常置場所不適	条例31の6	
	<input type="checkbox"/> タンク (変形・腐食・固定不良・構造不適・)		
	<input type="checkbox"/> 配管・弁 (損傷・構造不適・給油ホース損傷・)		
	<input type="checkbox"/> 注入ノズル (構造不適・損傷・)		
	<input type="checkbox"/> ポンプ (構造不適・損傷・)		
	<input type="checkbox"/> 接地導線 (未設置・構造不適・損傷・)		
	<input type="checkbox"/>		
指 定 可 燃 物	<input type="checkbox"/> 空地不適 <input type="checkbox"/> 集積単位相互間距離不適	条例33、34	
	<input type="checkbox"/> 集積単位不適 <input type="checkbox"/> 貯蔵、取扱い場所の区画不適		
	<input type="checkbox"/> 建物内装仕上げ不適		
	<input type="checkbox"/>		

※記載区分 違反指摘事項 指摘なし 訂正

様式第5号その5 (第17条第1項)

違反指摘票 (製造所・一般取扱所)

(名称)

指 摘 項 目	指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	指 摘 箇 所 等
許 可 等	<input type="checkbox"/> 無許可施設	法10-1	
	<input type="checkbox"/> 無許可変更	法11-1	
	<input type="checkbox"/> 完成検査前使用	法11-5	
	<input type="checkbox"/> 譲渡引渡未届出	法11-6	
	<input type="checkbox"/> 用途廃止未届出	法12-6	
	<input type="checkbox"/> 許可 (届出) 品名以外の危険物の貯蔵、取扱い	法10-3、危令24	
	<input type="checkbox"/> 許可 (届出) 数量を超える危険物の貯蔵、取扱い		
保 安 監 督 者	<input type="checkbox"/> 危険物保安監督者 (未選任・未届) <input type="checkbox"/> 業務不履行	法13-1・2、危則48	
危 険 物 取 扱 者	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の取扱い又は立会いなし	法13-3	
	<input type="checkbox"/> 保安講習未受講	法13の23	
	<input type="checkbox"/> 免状記載内容変更未申請	法13の2-7、危令34	
予 防 規 程	<input type="checkbox"/> 未認可 <input type="checkbox"/> 規程内容不履行	法14の2、危則60の2	
定 期 点 検	<input type="checkbox"/> 未 (一部) 実施 <input type="checkbox"/> 記録保存なし	法14の3の2、危則62の4~8	
保 安 距 離	<input type="checkbox"/> 保安距離不足 <input type="checkbox"/> 代替施設損傷	法12-1、危令9・19	
保 有 空 地	<input type="checkbox"/> 空地不足 <input type="checkbox"/> 代替施設損傷	法12-1、危令9・19	
標 識 ・ 掲 示 板	<input type="checkbox"/> 未掲示 <input type="checkbox"/> 記載内容 (未記入・誤記入・不鮮明)	法12-1、危令9・19	
建 築 物 等	<input type="checkbox"/> 主要構造 (不適・損傷)	法12-1、危令9・19	
	<input type="checkbox"/> 防火戸・ダンパー (未設置・損傷・自動閉鎖装置不良)		
	<input type="checkbox"/> 流出防止装置 (不適・損傷)		
照 明 ・ 採 光	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 損傷、機能不良	法12-1、危令9・19	
換 気 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 損傷、機能不良	法12-1、危令9・19	
排 油 溝 及 び 装 置	<input type="checkbox"/> 亀裂又は損傷 <input type="checkbox"/> 構造不適	法12-1、危令9・19	
	<input type="checkbox"/> 滯油、滯水、土砂等の堆積	法10-3、危令24	
そ の 他 の 機 械 器 具 ・ 設 備 等	<input type="checkbox"/> 危険物等の漏れ、飛散 <input type="checkbox"/> 亀裂又は損傷	法12-1、危令9・19	
	<input type="checkbox"/> (使用器具・配管) 不適 <input type="checkbox"/> 腐食		
電 気 設 備 等	<input type="checkbox"/> 非防爆構造 <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> (接地・絶縁) 不良	法12-1、危令9・19	
避 雷 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 変形、損傷 <input type="checkbox"/> 接地抵抗値不良	法12-1、危令9・19	
タ ン ク	<input type="checkbox"/> 危険物漏れ <input type="checkbox"/> 損傷又は腐食 <input type="checkbox"/> 塗装剥離	法12-1、危令9・19	
	<input type="checkbox"/> 水張 (水圧) 検査未実施	法11の2-1、危令8の2	
通 気 管	<input type="checkbox"/> 損傷、腐食 <input type="checkbox"/> 引火防止網損傷 <input type="checkbox"/> 先端の位置・高さ不適	法12-1、危令13	
消 火 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 (一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 型式失効 <input type="checkbox"/> 機能不良	法12-1、危令20	
警 報 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 (一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 機能不良 <input type="checkbox"/> 電源遮断	法12-1、危令21	
貯 蔵 取 扱	<input type="checkbox"/> 整理清掃不適 <input type="checkbox"/> 火気使用不適	法10-3、危令24	
	<input type="checkbox"/> 火花を発生する機器等の使用 <input type="checkbox"/> 不要物件放置		
	<input type="checkbox"/> 貯蔵方法不適	法10-3、危令26	
	<input type="checkbox"/> 取扱い方法不適	法10-3、危令27	
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		

※記載区分 違反指摘事項 指摘なし 訂正

様式第5号その6 (第17条第1項)

違反指摘票 (屋内貯蔵所・屋内タンク貯蔵所)

(名称)

指 摘 項 目	指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	指 摘 箇 所 等
許 可 等	<input type="checkbox"/> 無許可施設	法10-1	
	<input type="checkbox"/> 無許可変更	法11-1	
	<input type="checkbox"/> 完成検査前使用	法11-5	
	<input type="checkbox"/> 譲渡引渡未届出	法11-6	
	<input type="checkbox"/> 用途廃止未届出	法12-6	
	<input type="checkbox"/> 許可 (届出) 品名以外の危険物の貯蔵、取扱い	法10-3、危令24	
	<input type="checkbox"/> 許可 (届出) 数量を超える危険物の貯蔵、取扱い		
保 安 監 督 者	<input type="checkbox"/> 危険物保安監督者 (未選任・未届) <input type="checkbox"/> 業務不履行	法13-1・2、危則48	
危 険 物 取 扱 者	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の取扱い又は立会いなし	法13-3	
	<input type="checkbox"/> 保安講習未受講	法13の23	
	<input type="checkbox"/> 免状記載内容変更未申請	法13の2-7、危令34	
予 防 規 程	<input type="checkbox"/> 未認可 <input type="checkbox"/> 規程内容不履行	法14の2、危則60の2	
定 期 点 検	<input type="checkbox"/> 未 (一部) 実施 <input type="checkbox"/> 記録保存なし	法14の3の2、危則62の4~8	
保 安 距 離	<input type="checkbox"/> 保安距離不足 <input type="checkbox"/> 代替施設損傷	法12-1、危令10	
保 有 空 地	<input type="checkbox"/> 空地不足 <input type="checkbox"/> 代替施設損傷	法12-1、危令10	
標 識 ・ 掲 示 板	<input type="checkbox"/> 未掲示 <input type="checkbox"/> 記載内容 (未記入・誤記入・不鮮明)	法12-1、危令10・12	
建 築 物 等	<input type="checkbox"/> 主要構造 (不適・損傷)	法12-1、危令10・12	
	<input type="checkbox"/> 防火戸・ダンパー (未設置・損傷・自動閉鎖装置不良)		
	<input type="checkbox"/> 流出防止装置 (不適・損傷)		
	<input type="checkbox"/> 架台 (材質・構造) 不適	法12-1、危令10	
タ ン ク	<input type="checkbox"/> 危険物の漏れ <input type="checkbox"/> 損傷又は腐食 <input type="checkbox"/> 塗装剥離	法12-1、危令12	
配 管 ・ 弁 等	<input type="checkbox"/> 危険物の漏れ <input type="checkbox"/> 損傷又は腐食 <input type="checkbox"/> 塗装剥離	法12-1、危令12	
通 気 管	<input type="checkbox"/> 損傷又は腐食 <input type="checkbox"/> 引火防止網損傷 <input type="checkbox"/> 先端の位置・高さ不適	法12-1、危令12	
注 入 口	<input type="checkbox"/> 危険物の漏れ <input type="checkbox"/> 変形、損傷 <input type="checkbox"/> 位置不適 <input type="checkbox"/> 接地電極 (未設置・損傷)	法12-1、危令12	
ポ ン プ 設 備 等	<input type="checkbox"/> 空地内の工作物等 <input type="checkbox"/> 危険物の漏れ <input type="checkbox"/> 照明設備等の損傷	法12-1、危令12	
	<input type="checkbox"/> ポンプ室の損傷 <input type="checkbox"/> 換気、排出設備等の損傷		
	<input type="checkbox"/> 油分離装置 (未設置・損傷・構造不適)		
照 明 ・ 採 光	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 損傷、機能不良	法12-1、危令10・12	
換 気 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 損傷、機能不良	法12-1、危令10・12	
電 気 設 備 等	<input type="checkbox"/> 非防爆構造 <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> (接地・絶縁) 不良	法12-1、危令10・12	
避 雷 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 変形、損傷 <input type="checkbox"/> 接地抵抗値不良	法12-1、危令10	
消 火 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 (一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 型式失効 <input type="checkbox"/> 機能不良	法12-1、危令20	
警 報 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 (一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 機能不良 <input type="checkbox"/> 電源遮断	法12-1、危令21	
貯 蔵 取 扱	<input type="checkbox"/> 整理清掃不適 <input type="checkbox"/> 火気使用不適 <input type="checkbox"/> 不要物件放置	法10-3、危令24	
	<input type="checkbox"/> 貯蔵方法 (高さ・容器・間隔) 不適	法10-3、危令26	
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		

※記載区分 違反指摘事項 指摘なし 訂正

様式第5号その7 (第17条第1項)

違反指摘票 (屋外タンク貯蔵所)

(名称)

指 摘 項 目	指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	指 摘 箇 所 等
許 可 等	<input type="checkbox"/> 無許可施設	法10-1	
	<input type="checkbox"/> 無許可変更	法11-1	
	<input type="checkbox"/> 完成検査前使用	法11-5	
	<input type="checkbox"/> 譲渡引渡未届出	法11-6	
	<input type="checkbox"/> 用途廃止未届出	法12-6	
	<input type="checkbox"/> 許可(届出)品名以外の危険物の貯蔵、取扱い	法10-3、危令24	
	<input type="checkbox"/> 許可(届出)数量を超える危険物の貯蔵、取扱い		
保 安 監 督 者	<input type="checkbox"/> 危険物保安監督者(未選任・未届) <input type="checkbox"/> 業務不履行	法13-1・2、危則48	
危 険 物 取 扱 者	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の取扱い又は立会いなし	法13-3	
	<input type="checkbox"/> 保安講習未受講	法13の23	
	<input type="checkbox"/> 免状記載内容変更未申請	法13の2-7、危令34	
予 防 規 程	<input type="checkbox"/> 未認可 <input type="checkbox"/> 規程内容不履行	法14の2、危則60の2	
定 期 点 検	<input type="checkbox"/> 未(一部)実施 <input type="checkbox"/> 記録保存なし	法14の3の2、危則62の4~8	
保 安 距 離	<input type="checkbox"/> 保安距離不足 <input type="checkbox"/> 代替施設損傷	法12-1、危令11	
敷 地 内 距 離	<input type="checkbox"/> 敷地内距離不足 <input type="checkbox"/> 代替施設損傷	法12-1、危令11	
保 有 空 地	<input type="checkbox"/> 空地不足 <input type="checkbox"/> 代替施設損傷	法12-1、危令11	
標 識 ・ 掲 示 板	<input type="checkbox"/> 未掲示 <input type="checkbox"/> 記載内容(未記入・誤記入・不鮮明)	法12-1、危令11	
タ ン ク	<input type="checkbox"/> 危険物の漏れ <input type="checkbox"/> 損傷又は腐食 <input type="checkbox"/> 塗装剥離	法12-1、危令11	
配 管 ・ 弁 等	<input type="checkbox"/> 危険物の漏れ <input type="checkbox"/> 損傷又は腐食 <input type="checkbox"/> 塗装剥離	法12-1、危令11	
通 気 管	<input type="checkbox"/> 損傷又は腐食 <input type="checkbox"/> 引火防止網の損傷、脱落	法12-1、危令11	
避 雷 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 変形、損傷 <input type="checkbox"/> 接地抵抗値不良	法12-1、危令11	
注 入 口	<input type="checkbox"/> 危険物の漏れ <input type="checkbox"/> 変形、損傷	法12-1、危令11	
	<input type="checkbox"/> 位置不適 <input type="checkbox"/> 接地電極(未設置・損傷)		
ポ ン プ 設 備 等	<input type="checkbox"/> 空地内の工作物等 <input type="checkbox"/> 危険物の漏れ <input type="checkbox"/> 照明設備等の損傷	法12-1、危令11	
	<input type="checkbox"/> ポンプ室の損傷 <input type="checkbox"/> 換気、排出設備等の損傷		
	<input type="checkbox"/> 油分離装置(未設置・損傷・構造不適)		
防 油 堤	<input type="checkbox"/> 亀裂、損傷 <input type="checkbox"/> 構造不適	法12-1、危令11	
消 火 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置(一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 型式失効 <input type="checkbox"/> 機能不良	法12-1、危令20	
警 報 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置(一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 機能不良 <input type="checkbox"/> 電源遮断	法12-1、危令21	
貯 蔵 取 扱	<input type="checkbox"/> 整理清掃不適 <input type="checkbox"/> 火気使用不適 <input type="checkbox"/> 不要物件放置	法10-3、危令24	
	<input type="checkbox"/> (計量口・元弁・注入口)閉鎖不適	法10-3、危令26	
	<input type="checkbox"/> 防油堤水抜口閉鎖不適 <input type="checkbox"/> 防油堤内滞油・滞水		
	<input type="checkbox"/>		

※記載区分 違反指摘事項 指摘なし 訂正

様式第5号その8 (第17条第1項)

違反指摘票 (地下タンク貯蔵所)

(名称)

指 摘 項 目	指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	指 摘 箇 所 等
許 可 等	<input type="checkbox"/> 無許可施設	法10-1	
	<input type="checkbox"/> 無許可変更	法11-1	
	<input type="checkbox"/> 完成検査前使用	法11-5	
	<input type="checkbox"/> 譲渡引渡未届出	法11-6	
	<input type="checkbox"/> 用途廃止未届出	法12-6	
	<input type="checkbox"/> 許可 (届出) 品名以外の危険物の貯蔵、取扱い	法10-3、危令24	
	<input type="checkbox"/> 許可 (届出) 数量を超える危険物の貯蔵、取扱い		
保 安 監 督 者	<input type="checkbox"/> 危険物保安監督者 (未選任・未届) <input type="checkbox"/> 業務不履行	法13-1・2、危則48	
危 険 物 取 扱 者	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の取扱い又は立会いなし	法13-3	
	<input type="checkbox"/> 保安講習未受講	法13の23	
	<input type="checkbox"/> 免状記載内容変更未申請	法13の2-7、危令34	
定 期 点 検	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 一部未実施 (目視等・気密試験) <input type="checkbox"/> 記録保存なし	法14の3の2、危則62の4~8	
標 識 ・ 掲 示 板	<input type="checkbox"/> 未掲示 <input type="checkbox"/> 記載内容 (未記入・誤記入・不鮮明)	法12-1、危令13	
タンクの位置及び構造	<input type="checkbox"/> タンクの蓋の亀裂、沈下 <input type="checkbox"/> 漏洩検査管 (損傷・目詰まり)	法12-1、危令13	
	<input type="checkbox"/> 危険物の漏れ <input type="checkbox"/> 自動液量表示装置 (未設置・損傷)		
通 気 管	<input type="checkbox"/> 損傷又は腐食 <input type="checkbox"/> 引火防止網損傷	法12-1、危令13	
	<input type="checkbox"/> 先端の位置・高さ不適		
注 入 口	<input type="checkbox"/> 危険物の漏れ <input type="checkbox"/> 変形、損傷	法12-1、危令13	
	<input type="checkbox"/> 位置不適 <input type="checkbox"/> 接地電極 (未設置・損傷)		
ポ ン プ 設 備 等	<input type="checkbox"/> 空地内の工作物等 <input type="checkbox"/> 危険物の漏れ <input type="checkbox"/> 照明設備等の損傷	法12-1、危令13	
	<input type="checkbox"/> ポンプ室の損傷 <input type="checkbox"/> 換気、排出設備等の損傷		
	<input type="checkbox"/> 油分離装置 (未設置・損傷・構造不適)		
配 管 ・ 弁 等	<input type="checkbox"/> 危険物の漏れ <input type="checkbox"/> 損傷又は腐食 <input type="checkbox"/> 塗装剥離	法12-1、危令13	
漏 洩 検 査 管	<input type="checkbox"/> 変形又は損傷 <input type="checkbox"/> 目詰まり等	法12-1、危令13	
消 火 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 (一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 型式失効 <input type="checkbox"/> 機能不良	法12-1、危令20	
警 報 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 (一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 機能不良 <input type="checkbox"/> 電源遮断	法12-1、危令21	
貯 蔵 取 扱	<input type="checkbox"/> 整理清掃不適 <input type="checkbox"/> 火気使用不適	法10-3、危令24	
	<input type="checkbox"/> 不要物件放置		
	<input type="checkbox"/>		

※記載区分 違反指摘事項 指摘なし 訂正

様式第5号その9 (第17条第1項)

違反指摘票 (屋外貯蔵所)

(名称)

指 摘 項 目	指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	指 摘 箇 所 等
許 可 等	<input type="checkbox"/> 無許可施設	法10-1	
	<input type="checkbox"/> 無許可変更	法11-1	
	<input type="checkbox"/> 完成検査前使用	法11-5	
	<input type="checkbox"/> 譲渡引渡未届出	法11-6	
	<input type="checkbox"/> 用途廃止未届出	法12-6	
	<input type="checkbox"/> 許可 (届出) 品名以外の危険物の貯蔵、取扱い	法10-3、危令24	
	<input type="checkbox"/> 許可 (届出) 数量を超える危険物の貯蔵、取扱い		
保 安 監 督 者	<input type="checkbox"/> 危険物保安監督者 (未選任・未届) <input type="checkbox"/> 業務不履行	法13-1・2、危則48	
危 険 物 取 扱 者	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の取扱い又は立会いなし	法13-3	
	<input type="checkbox"/> 保安講習未受講	法13の23	
	<input type="checkbox"/> 免状記載内容変更未申請	法13の2-7、危令34	
予 防 規 程	<input type="checkbox"/> 未認可 <input type="checkbox"/> 規程内容不履行	法14の2、危則60の2	
定 期 点 検	<input type="checkbox"/> 未 (一部) 実施 <input type="checkbox"/> 記録保存なし	法14の3の2、危則62の4~8	
保 安 距 離	<input type="checkbox"/> 保安距離不足 <input type="checkbox"/> 代替施設損傷	法12-1、危令16	
保 有 空 地	<input type="checkbox"/> 空地不足 <input type="checkbox"/> 代替施設損傷	法12-1、危令16	
標 識 ・ 掲 示 板	<input type="checkbox"/> 未掲示 <input type="checkbox"/> 記載内容 (未記入・誤記入・不鮮明)	法12-1、危令16	
施 設 構 造 部 等	<input type="checkbox"/> さく (構造不適・損傷) <input type="checkbox"/> 架台 (構造不適・損傷)	法12-1、危令16	
	<input type="checkbox"/> 地盤面 (沈下・損傷)		
	<input type="checkbox"/> 流出防止措置 (未設置・損傷)		
消 火 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 (一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 型式失効 <input type="checkbox"/> 機能不良	法12-1、危令20	
警 報 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 (一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 機能不良 <input type="checkbox"/> 電源遮断	法12-1、危令21	
貯 蔵 取 扱	<input type="checkbox"/> 整理清掃不適 <input type="checkbox"/> 火気使用不適	法10-3、危令24	
	<input type="checkbox"/> 火花を発生する機器等の使用 <input type="checkbox"/> 不要物件放置		
	<input type="checkbox"/> 貯蔵方法 (高さ・容器) 不適	法10-3、危令26	
	<input type="checkbox"/>		

※記載区分 違反指摘事項 指摘なし 訂正

様式第5号その10 (第17条第1項)

違反指摘票 (給油取扱所)

(名称)

指 摘 項 目	指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	指 摘 箇 所 等
許 可 等	<input type="checkbox"/> 無許可施設	法10-1	
	<input type="checkbox"/> 無許可変更	法11-1	
	<input type="checkbox"/> 完成検査前使用	法11-5	
	<input type="checkbox"/> 譲渡引渡未届出	法11-6	
	<input type="checkbox"/> 用途廃止未届出	法12-6	
	<input type="checkbox"/> 許可(届出)品名以外の危険物の貯蔵、取扱い <input type="checkbox"/> 許可(届出)数量を超える危険物の貯蔵、取扱い	法10-3、危令24	
保 安 監 督 者	<input type="checkbox"/> 危険物保安監督者(未選任・未届) <input type="checkbox"/> 業務不履行	法13-1・2、危則48	
危 険 物 取 扱 者	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の取扱い又は立会いなし	法13-3	
	<input type="checkbox"/> 保安講習未受講	法13の23	
	<input type="checkbox"/> 免状記載内容変更未申請	法13の2-7、危令34	
予 防 規 程	<input type="checkbox"/> 未認可 <input type="checkbox"/> 規程内容不履行 <input type="checkbox"/> 職務代行者未選任	法14の2、危則60の2	
定 期 点 検	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 一部未実施(目視等・気密試験) <input type="checkbox"/> 記録保存なし	法14の3の2、危則62の4~8	
給油空地及び注油空地等	<input type="checkbox"/> 空地内の工作物等の設置 <input type="checkbox"/> 空地不足	法12-1、危令17	
	<input type="checkbox"/> 空地外での給油(注油)	法10-3、危令27	
地 盤 面	<input type="checkbox"/> 周囲の地盤面より低い <input type="checkbox"/> 亀裂又は損傷	法12-1、危令17	
排水溝及び油分離装置	<input type="checkbox"/> 亀裂又は損傷 <input type="checkbox"/> 構造不適	法12-1、危令17	
	<input type="checkbox"/> 滯油、滯水、土砂等の堆積	法10-3、危令24	
標 識 ・ 掲 示 板	<input type="checkbox"/> 未掲示 <input type="checkbox"/> 記載内容(未記入・誤記入・不鮮明)	法12-1、危令17	
タンク位置及び構造	<input type="checkbox"/> タンクの蓋の亀裂、沈下 <input type="checkbox"/> 漏洩検査管(損傷・目詰まり)	法12-1、危令17	
	<input type="checkbox"/> 危険物の漏れ <input type="checkbox"/> 自動液量表示装置(未設置・損傷)		
通 気 管	<input type="checkbox"/> 損傷又は腐食 <input type="checkbox"/> 先端の位置・高さ不適	法12-1、危令17	
	<input type="checkbox"/> 可燃性蒸気回収設備(未設置・損傷) <input type="checkbox"/> 引火防止網損傷		
注 入 口	<input type="checkbox"/> 損傷又は腐食 <input type="checkbox"/> 接地電極(未設置・損傷)	法12-1、危令17	
	<input type="checkbox"/> 過剰注入防止装置(未設置・損傷) <input type="checkbox"/> 危険物の漏れ		
固定給油設備及び注油設備	<input type="checkbox"/> 損傷又は腐食 <input type="checkbox"/> 緊急停止装置(機能不良・損傷)	法12-1、危令17	
	<input type="checkbox"/> ホース(長さ不適・老朽) <input type="checkbox"/> 静電気除去装置機能不良		
建 築 物 等	<input type="checkbox"/> 給油又は附帯業務以外の使用	法12-1、危令17	
	<input type="checkbox"/> 主要構造(不適・損傷)		
	<input type="checkbox"/> 防火戸・ダンパー(未設置・損傷・自動閉鎖装置不良)		
ポ ン プ 室 等	<input type="checkbox"/> 主要構造(不適・損傷)	法12-1、危令17	
	<input type="checkbox"/> 照明、換気、排出設備(未設置・損傷・機能不良)		
	<input type="checkbox"/> 滯油、滯水、土砂等の堆積	法10-3、危令24	
可燃性蒸気検知警報装置	<input type="checkbox"/> 未設置	法12-1、危令17	
	<input type="checkbox"/> 機能不良		
防 火 塀	<input type="checkbox"/> 亀裂、損傷等 <input type="checkbox"/> 高さの不足	法12-1、危令17	
電 気 設 備 等	<input type="checkbox"/> 非防爆構造 <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> (接地・絶縁) 不良	法12-1、危令17	
消 火 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置(一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 型式失効 <input type="checkbox"/> 機能不良	法12-1、危令20	
警 報 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置(一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 機能不良 <input type="checkbox"/> 電源遮断	法12-1、危令21	
避 難 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置(一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 機能不良	法12-1、危令20の2	
貯 蔵 取 扱	<input type="checkbox"/> 整理清掃不適 <input type="checkbox"/> 火気使用不適	法10-3、危令24	
	<input type="checkbox"/> 不要物件放置 <input type="checkbox"/> 火花を発生する機器等の使用		
	<input type="checkbox"/> 駐車場所不適 <input type="checkbox"/> 避難障害物等の存置	法10-3、危令27	
	<input type="checkbox"/> 物品販売等の実施場所不適		
	<input type="checkbox"/>		

※記載区分 違反指摘事項 指摘なし 訂正

様式第5号その11 (第17条第1項)

違反指摘票 (販売取扱所)

(名称)

指 摘 項 目	指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	指 摘 箇 所 等
許 可 等	<input type="checkbox"/> 無許可施設	法10-1	
	<input type="checkbox"/> 無許可変更	法11-1	
	<input type="checkbox"/> 完成検査前使用	法11-5	
	<input type="checkbox"/> 譲渡引渡未届出	法11-6	
	<input type="checkbox"/> 用途廃止未届出	法12-6	
	<input type="checkbox"/> 許可 (届出) 品名以外の危険物の貯蔵、取扱い	法10-3、危令24	
	<input type="checkbox"/> 許可 (届出) 数量を超える危険物の貯蔵、取扱い		
保 安 監 督 者	<input type="checkbox"/> 危険物保安監督者 (未選任・未届) <input type="checkbox"/> 業務不履行	法13-1・2、危則48	
危 険 物 取 扱 者	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の取扱い又は立会いなし	法13-3	
	<input type="checkbox"/> 保安講習未受講	法13の23	
	<input type="checkbox"/> 免状記載内容変更未申請	法13の2-7、危令34	
標 識 ・ 掲 示 板	<input type="checkbox"/> 未掲示 <input type="checkbox"/> 記載内容 (未記入・誤記入・不鮮明)	法12-1、危令18	
建 築 物 等	<input type="checkbox"/> 主要構造 (不適・損傷)	法12-1、危令18	
	<input type="checkbox"/> 防火戸・ダンパー (未設置・損傷・自動閉鎖装置不良)		
電 気 設 備 等	<input type="checkbox"/> 非防爆構造 <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> (接地・絶縁) 不良	法12-1、危令18	
配 合 室	<input type="checkbox"/> 壁、床の損傷 <input type="checkbox"/> 排出設備損傷	法12-1、危令18	
	<input type="checkbox"/> 流出防止措置不適		
消 火 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 (一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 型式失効 <input type="checkbox"/> 機能不良	法12-1、危令20	
警 報 設 備	<input type="checkbox"/> 未設置 (一部・全部) <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 機能不良 <input type="checkbox"/> 電源遮断	法12-1、危令21	
貯 蔵 取 扱	<input type="checkbox"/> 整理清掃不適 <input type="checkbox"/> 火気使用不適	法10-3、危令24	
	<input type="checkbox"/> 火花を発生する機器等の使用 <input type="checkbox"/> 不要物件放置		
	<input type="checkbox"/> 配合室以外での配合又は詰替え	法10-3、危令27	
	<input type="checkbox"/>		

※記載区分 違反指摘事項 指摘なし 訂正

様式第6号その1 (第19条第1項)

改修(計画)報告書

年 月 日

管理者又は消防長(消防署長) 様

報告者
住所
氏名

年 月 日の立入検査の結果、指摘された事項の改修(計画)については、
下記のとおり報告します。

記

消防対象物の所在地			
消防対象物の名称			
指摘番号	改修(計画)の概要		改修(計画)の履行(予定)年月日
改修(計画)の担当者	所属		
	氏名	電話	
	連絡先メールアドレス	@	
※受付欄		※経過欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 報告者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人名称及び代表者の職氏名を記入すること。
- 3 未改修の事項については、改修計画の内容を具体的に記載すること。
- 4 項目が多い場合は、別紙を添付すること。
- 5 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第6号その2 (第19条第1項)

指摘番号	改修(計画)の概要	改修(計画)の 履行(予定)年月日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8号 (第21条第4項)

第 号
年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合

消防長



危険物輸送車両検査結果通知書

貴管内に所在する について、 年 月 日に
において検査した結果は、別添え立入検査結果通知書写しのとおり違反指摘事項がありましたの
で通知します。

なお、違反指摘事項については、当該対象物の関係者に通知済みです。

問合せ先
香取広域市町村圏事務組合消防本部
課 係
電話

様式第9号その1 (第22条)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
消防長 (消防署長) 印

資 料 提 出 命 令 書

所 在
名 称
用 途

火災予防のために必要があるため、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号その2 (第22条)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

資 料 提 出 命 令 書

製造所等の設置場所
製造所等の別
貯蔵所・取扱所の区分
設置許可年月日及び許可番号

火災予防のために必要があるため、消防法第16条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 10 号その 1 (第 23 条第 1 項)

年 月 日

管理者又は消防長（消防署長）様

提出者

住 所

氏 名

資 料 提 出 書

年 月 日付け 第 号により命令のあった下記の資料を提出します。

なお、提出した資料については、用済み後（返却・処分）してください。

記

様式第 10 号その 2 (第 23 条第 1 項)

年 月 日

管理者又は消防長（消防署長）様

提出者

住 所

氏 名

資 料 提 出 書

貴職から要求のあった下記の資料を提出します。

なお、提出した資料については、用済み後（返却・処分）してください。

記

様式第 11 号 (第 23 条第 2 項)

第 号
年 月 日

提出資料受領書

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者又は消防長（消防署長）

年 月 日付で、あなたから提出された下記の資料を受領しました。

ただし、使用後は、当方にて処分します。

記

様式第 12 号 (第 23 条第 3 項)

第 号
年 月 日

提出資料保管書

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者又は消防長 (消防署長) 印

年 月 日付で、あなたから提出された下記の資料を保管しました。

なお、この保管書は、資料が返されるまで紛失ないように保管して下さい。

記

上記資料について、返却を受け受領しました。

年 月 日

受領者

住 所

氏 名

様式第 13 号その 1 (第 24 条第 1 項)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
消防長 (消防署長) 印

報 告 徴 収 書

所在地
名 称
用 途

火災予防のために必要があるので、消防法第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記事項を
年 月 日までに香取広域市町村圏事務組合 に文書をもって報告
するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第 44 条第 2 号により処罰される
ことがある。

記

報告内容

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
3 箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができま
す。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、
この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくな
ります。
- 2 この処分については、この処分 (この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、
当該審査請求に対する裁決。以下同じ。) があったことを知った日の翌日から起算して 6
箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として (訴訟において香取広域市町村圏
事務組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起すること
ができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であ
っても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提
起することができなくなります。

様式第 13 号その 2 (第 24 条第 1 項)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

報 告 徴 収 書

製造所等の設置場所
製造所等の別
貯蔵所・取扱所の区分
設置許可年月日及び許可番号

火災予防のために必要があるので、消防法第16条の5第1項の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに香取広域市町村圏事務組合 に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号により処罰されることがある。

記

報告内容

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 14 号 (第 24 条第 2 項)

第 号
年 月 日

報 告 徴 収 受 領 書

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者又は消防長 (消防署長) 印

年 月 日付で、あなたから提出された下記の報告書を受領しました。

記

様式第 15 号その 1 (第 29 条第 3 項)

違反調査報告書

年 月 日

消防長 (消防署長) 様

所 属
階級・氏名

年 月 日に違反調査をした結果について、次のとおり報告します。

違反者	住 所			
	法 人 名			
	役 職 氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
	対象物との関係			
	住 所			
	法 人 名			
	役 職 氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
	対象物との関係			
対象物	所 在 地			
	名 称			
	用 途			
	構 造		建築面積	m ²
	階 数		延べ面積	m ²
違反概要				
違反法条				

様式第 15 号その 2 (第 29 条第 3 項)

違 反 調 査 報 告 書

年 月 日

消防長 (消防署長) 様

所 属

階級・氏名

年 月 日に違反調査をした結果について、次のとおり報告します。

違 反 者	住 所	
	法 人 名	
	役 職 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	製 造 所 等 と の 関 係	
	住 所	
	法 人 名	
	役 職 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	製 造 所 等 と の 関 係	
危 険 物 製 造 所 等	設 置 場 所	
	設 置 者	
	区 分	
	許 可 年 月 日	(第 号)
	完 成 検 査 年 月 日	(第 号)
	許 可 品 名 及 び 数 量	
違 反 概 要		
違 反 法 条		

様式第 15 号その 3 (第 29 条第 3 項)

年 月 日	発 生 事 由 ・ 経 過 等

様式第 16 号その 1 (第 29 条第 3 項)

違 反 処 理 経 過 簿

対 象 物	所在地	違 反 者	住 所
	名 称		職 業
	用 途		氏 名
	構 造		生 年 月 日
	規 模		年 月 日 (歳)
年 月 日		違反処理の区分等	摘 要

様式第 16 号その 2 (第 29 条第 3 項)

違 反 処 理 経 過 簿

危険物製造所等	設 置 場 所	違 反 者	住 所
	設 置 者		職 業
	危険物製造所等の区分		氏 名
	許可年月日 番 号		生 年 月 日 年 月 日 (歳)
	完成検査年月日 番 号		
	許可品名 及 び 数 量		
年 月 日	違反処理の区分等	摘 要	

様式第 17 号その 1 (第 30 条第 1 項)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
消防長 (消防署長) 印

警 告 書

所在地
名 称
用 途

上記対象物は、 と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。
なお、この警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとることがある。
命令を行ったときは、対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

記

警告事項

様式第 17 号その 2 (第 30 条第 1 項)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
消防長 (消防署長) 印

警 告 書

所在地
名 称
用 途

上記対象物は、 と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。
なお、この警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとることがある。

記

警告事項

様式第 17 号その 3 (第 30 条第 1 項)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合

管理者



警 告 書

製造所等の設置場所
製造所等の別
貯蔵所・取扱所の区分
設置許可年月日及び許可番号

上記対象物は、 と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。

なお、この警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとることがある。

命令を行ったときは、対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

記

警告事項

様式第 17 号その 4 (第 30 条第 1 項)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
管理者



警 告 書

製造所等の設置場所
製造所等の別
貯蔵所・取扱所の区分
設置許可年月日及び許可番号

上記対象物は、 と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。
なお、この警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとることがある。

記

警告事項

様式第 18 号その 1 (第 34 条)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
消防長 (消防署長) 印

命 令 書

所 在 地
名 称
用 途

上記対象物は、 と認めるので、消防法 の規定
により、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わないときは、消防法に基づき処罰されることがある。

記

- 1 命令事項
- 2 命令の理由

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に香取広域市町村圏事務組合管理者に対して、審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として(訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 18 号その 2 (第 34 条)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
消防長 (消防署長) 印

命 令 書

所 在 地
名 称
用 途

上記対象物は、 と認めるので、消防法（第 5 条第 1 項・第 5 条の 2 第 1 項・第 5 条の 3 第 1 項）の規定により、下記のとおり命令する。
なお、本命令に従わないときは、消防法に基づき処罰されることがある。

記

1 命令事項

2 命令の理由

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に香取広域市町村圏事務組合管理者に対して、審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分（この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 18 号その 3 (第 34 条)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 

命 令 書

製造所等の設置場所
製造所等の別
貯蔵所・取扱所の区分
設置許可年月日及び許可番号

上記対象物は、 と認めるので、消防法 の規定
により、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わないときは、消防法に基づき処罰されることがある。

記

1 命令事項

2 命令の理由

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に香取広域市町村圏事務組合管理者に対して、審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 19 号その 1 (第 35 条第 1 項)

第 号
年 月 日

(住 所)

(氏 名)

様

命 令 書

火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認めるので、消防法第 3 条第 1 項の規定により次の措置をとるべきことを命ずる。

なお、本命令に従わない場合は、消防法に基づき処罰されることがある。

命令年月日	年 月 日	発令者	所 属	
			階級・氏名	
所 在 地			名 称	
行為者・所有者・管理者・占有者		氏 名		
法 第 3 条 第 1 項		命令の理由となる事実及び命ずる措置		
第 1 号	火 遊 び	禁 止		
	喫 た き	停 止		
	火を使用する設備若しくは器具 又はその使用に際し火災の発生 のおそれのある設備若しくは器 具の使用その他これらに類する 行為	制 限		
		消 火 準 備		
第 2 号	残火・取灰又は火の粉の始末			
第 3 号	危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理			
第 4 号	放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去			
(教示)				
1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に香取広域市町村圏事務組合管理者に対して、審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。				
2 この処分については、この処分（この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。				
受領欄	年 月 日 本命令書を確かに受領しました。			
	受領者	住 所	氏 名	

様式第 19 号その 2 (第 35 条第 1 項)

第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

命 令 書

火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認めるので、消防法第 5 条の 3 第 1 項の規定により次の措置をとるべきことを命ずる。

なお、本命令に従わない場合は、消防法に基づき処罰されることがある。

命令年月日	年 月 日	発令者	所 属	
			階級・氏名	
所 在 地			名 称	
行為者・所有者・管理者・占有者		氏 名		
法 第 5 条 の 3 第 1 項		命令の理由となる事実及び命ずる措置		
第 1 号	火 遊 び	禁 止		
	喫 た き	停 止		
	火を使用する設備若しくは器具 又はその使用に際し火災の発生 のおそれのある設備若しくは器 具の使用その他これらに類する 行為	制 限		
		消 火 準 備		
第 2 号	残火・取灰又は火の粉の始末			
第 3 号	危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理			
第 4 号	放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去			
(教示)				
1 この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に香取広域市町村圏事務組合管理者に対して、審査請求をすることができます。				
2 この処分については、この処分(この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として(訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。				
受領欄	年 月 日 本命令書を確かに受領しました。			
	受領者	住 所	氏 名	

様式第 20 号 (第 35 条第 2 項)

措置命令報告書

年 月 日

消防長 (消防署長) 様

所 属
階級・氏名

消防法 の規定により、次のとおり措置命令を行ったので、報告します。

命令日時	年 月 日 時 分			
命令場所	(場所・所在地) (名称・用途)			
対象者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	(歳)	職 業	
命令事項				
違反事実				
違反法条				
経 過				
参考事項				

様式第 21 号その 1 (第 38 条)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
消防長 (消防署長) 印

催 告 書

所 在 地
名 称
用 途

あなたは、上記対象物に対し 年 月 日付け 第 号をもって命令された事項 (別添命令書の写) について履行していないので、速やかに履行するよう催告する。

様式第 21 号その 2 (第 38 条)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

催 告 書

製造所等の設置場所
製造所等の別
貯蔵所・取扱所の区分
設置許可年月日及び許可番号

あなたは、上記対象物に対し 年 月 日付け 第 号をもって命令された事項（別添命令書の写）について履行していないので、速やかに履行するよう催告する。

様式第 22 号その 1 (第 39 条第 2 項)

第 号
年 月 日

(住所)

(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合

消防長 (消防署長) 印

命 令 解 除 通 知 書

所 在 地
名 称
用 途

あなたの する上記対象物について、 年 月 日付 第 号に
よる命令については、下記の理由によりこれを解除します。

記

解除の理由

様式第 22 号その 2 (第 39 条第 2 項)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 

命 令 解 除 通 知 書

製 造 所 等 の 設 置 場 所
製 造 所 等 の 別
貯 蔵 所 ・ 取 扱 所 の 区 分
設 置 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号

あなたの する上記対象物について、 年 月 日付 第 号に
よる命令については、下記の理由によりこれを解除します。

記

解除の理由

様式第 23 号 (第 40 条第 4 項)

移動タンク貯蔵所違反通知書

第 号
年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者



消防法第 11 条の 5 第 2 項の規定により次のとおり命令したので、同条第 3 項の規定により通知します。

命令対象者	住 所		
	氏 名		
命令に係る 移動タンク 貯蔵所	設置者	住 所	
		氏 名	
	設置場所		
	設置又は変更の 許可番号		
違反の内容			
命令の内容			
命令の履行状況			
その他必要と認める事項			

備考 命令の対象者及び設置者が法人の場合は、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入しています。

様式第 24 号 (第 43 条第 2 項)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

許 可 取 消 書

あなたの する下記 (年 月 日付 第 号設置許可) は、消防法第 違反であるため、消防法第12条の 2 第 1 項の規定に基づき、許可を取り消す。

記

- 1 施設区分
- 2 設置場所又は常置場所
- 3 設置許可年月日・番号
- 4 許可取消(処分)の理由となる事項

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として(訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 25 号その 1 (第 44 条第 1 項)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
消防長 印

特 例 認 定 取 消 書

あなたの管理する下記防火対象物 (年 月 日付 第 号認定) は、
消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項第 号の規定に該当するため、同項の規定に基づき特例認定
を取り消す。

記

- 1 防火対象物所在地、名称等
- 2 特例認定年月日・番号
- 3 特例認定取消 (処分) の理由となる事実

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分 (この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。) があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として (訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 25 号その 2 (第 44 条第 2 項)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
消防長



特 例 認 定 取 消 書

あなたの管理する下記防災管理対象物 (年 月 日付 第 号認定) は、
消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第6項第 号の規定に該当する
ため、同項の規定に基づき特例認定を取り消す。

記

- 1 防災管理対象物の所在地、名称等
- 2 特例認定年月日・番号
- 3 特例認定取消(処分)の理由となる事実

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として(訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 26 号 (第 45 条)

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 

解 任 命 令 書

あなたの する (事業所・製造所等) に係る下記危険物 者は、
と認めるので、消防法第 13 条の 24 第 1 項の規定により解任することを命
ずる。

記

- 危険物 者
(1) 氏 名
(2) 生年月日
(3) 選任年月日 年 月 日
- 解任期限 年 月 日
- 危険物 者を選任している事業所又は製造所等
(事業所の住所、名称及び代表者の氏名又は製造所等の設置者、設置場所、区分及び設置
許可年月日・番号)
- 命令 (処分) の理由となる事実

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して、審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分 (この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。) があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として (訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 27 号 (第 48 条第 2 項)

第 号
年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合
消防長 (消防署長) 印

告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定により関係資料を添えて告発します。

記

- 1 被告発人
- 2 罪名及び適用法条
- 3 犯罪の事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 犯罪の情状
- 6 意見
- 7 参考事項

様式第 28 号 (第 49 条)

年 月 日

消 防 長 様

消防署長 (予防課長)

告 発 留 保 協 議 書

協 議 事 案	
違 反 者 名 職 氏 名	
違 反 条 項 及 び 罰 条	
違 反 事 項	
留 保 事 由	
意 見	

(注) 記載箇所に不足が生じた場合は、用紙を追加すること。

様式第 29 号 (第 51 条)

第 号
年 月 日

地方裁判所

御中

香取広域市町村圏事務組合
消防長 (消防署長)



過 料 事 件 通 知 書

消防法第46条の5に基づき過料に処せられるべき事件を発見したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 違反者の氏名及び住所
氏 名
住 所
- 2 違反対象物の名称等及び管理権原者
名 称
所 在
変更前の管理権原者
- 3 違反事実の要旨
- 4 該当法条
- 5 添付書類

様式第 30 号その 1 (第 53 条第 3 項)

第 号
年 月 日

戒 告 書

(住所)

(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合

消防長 (消防署長) 印

所 在 地

名 称

用 途

上記の消防対象物については、 の規定に違反すると認めたので、消防法 の規定により、 年 月 日付け 第 号をもって 年 月 日までに することを命じたが、未だに履行していない。

よって、 年 月 日までに上記命令を履行しないときは、行政代執行第 2 条の規定により代執行を実施し、これに要するすべての費用を徴収する。

この旨行政代執行法第 3 条第 1 項の規定により戒告する。

なお、代執行により のために生ずる損害及び処置した物件の管理については、一切その責任を負わないことを申し添える。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に香取広域市町村圏事務組合管理者に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として(訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 30 号その 2 (第 53 条第 3 項)

第 号
年 月 日

戒 告 書

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
管理者



製造所等の設置場所
製造所等の別
貯蔵所・取扱所の区分
設置許可年月日及び許可番号

上記の消防対象物については、 の規定に違反すると認めたので、消防
法 の規定により、 年 月 日付け 第 号をもつ
て 年 月 日までに することを命じたが、未だに履行していない。

よって、 年 月 日までに上記命令を履行しないときは、行政代執行第 2
条の規定により代執行を実施し、これに要するすべての費用を徴収する。

この旨行政代執行法第 3 条第 1 項の規定により戒告する。

なお、代執行により のために生ずる損害及び処置した物件の管理については、
一切その責任を負わないことを申し添える。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に香取広域市町村圏事務組合管理者に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として(訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 31 号その 1 (第 53 条第 3 項)

第 号
年 月 日

代 執 行 令 書

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
消防長 (消防署長) 印

所 在 地
名 称
用 途
構造・規模

上記の消防対象物に対し、行政代執行法第 2 条の規定により代執行を行うので、同法第 3 条第 2 項の規定により次のとおり通知する。

なお、代執行に要したすべての費用は、同法第 2 条の規定によりあなたから徴収する。

- 1 代執行する時期
- 2 現場執行責任者 (職・氏名)
- 3 代執行の内容
- 4 代執行に要する費用 (概算見積額)

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に香取広域市町村圏事務組合管理者に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として (訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 31 号その 2 (第 53 条第 3 項)

第 号
年 月 日

代 執 行 令 書

(住所)
(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
管理者



製造所等の設置場所
製造所等の別
貯蔵所・取扱所の区分
設置許可年月日及び許可番号

上記の消防対象物に対し、行政代執行法第 2 条の規定により代執行を行うので、同法第 3 条第 2 項の規定により次のとおり通知する。

なお、代執行に要したすべての費用は、同法第 2 条の規定によりあなたから徴収する。

- 1 代執行する時期
- 2 現場執行責任者（職・氏名）
- 3 代執行の内容
- 4 代執行に要する費用（概算見積額）

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に香取広域市町村圏事務組合管理者に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 32 号 (第 53 条第 3 項)

第 号
年 月 日

(住所)

(氏名) 様

香取広域市町村圏事務組合
管理者又は消防長 (消防署長) 印

代執行費用納付命令書

年 月 日付け 第 号の代執行令書による代執行に要した費用
が決定したので、行政代執行法第 5 条の規定により、下記のとおり納付するよう命ずる。

なお、指定された期日までに納入しない場合は、国税徴収法の例により徴収される。

記

- 1 納付期日
- 2 納付金額
- 3 納付方法

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に香取広域市町村圏事務組合管理者に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として (訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 33 号 (第 53 条第 3 項)

代 執 行 執 行 責 任 者 証

所 属
階級・氏名

上記の者は、 年 月 日付け 第 号の代執行令書に定める現場
執行責任者であることを証明します。

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合
管理者又は消防長（消防署長）

記

- 1 代執行をなすべき事項
- 2 代執行をなすべき期日

様式第 34 号 (第 57 条)

年 月 日

管理者又は消防長 (消防署長) 様

受領者

住 所

氏 名

受 領 書

年 月 日付け 第 号の 書は、確かに受領しました。

様式第 35 号 (第 58 条)

年 月 日

消 防 長 様

消防署長又は予防課長

違 反 処 理 完 結 報 告 書

の違反処理事案について、下記のとおり違反処理が完結したので報告します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 代表者職・氏名
- 4 違反処理の完結までの経過
- 5 その他